

山口県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考																																								
<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の方針</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び県民・事業所のとるべき措置</p> <p>2 市町 (1-1-5)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関の名称</th> <th style="width: 85%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">市 町</td> <td>1～9 (略)</td> </tr> <tr> <td>10 <u>避難の勧告又は指示</u>及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること。</td> </tr> <tr> <td>11～20 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 指定地方行政機関 (1-1-6)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関の名称</th> <th style="width: 85%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中国四国農政局</td> <td>1～8 (略) <u>9 地震防災に関する情報の収集及び報告に関すること。</u> <u>10 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>中国経済産業局</td> <td>1～2 (略) 3 被災地域において必要とされる災害対策物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な<u>指導</u>に関すること。 4 (略)</td> </tr> <tr> <td>福岡管区気象台 (下関地方気象台)</td> <td>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表<u>を行う。</u> 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説<u>を行う。</u> 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備<u>に努める。</u> 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言<u>を行う。</u> 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に<u>努める。</u></td> </tr> <tr> <td>中国総合通信局</td> <td>1～2 (略) 3 災害時における<u>非常用通信</u>の運用監督に関すること。 4～5 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 指定公共機関 (1-1-9)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関の名称</th> <th style="width: 85%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>中国電力株式会社</u> <u>(山口支社)</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	市 町	1～9 (略)	10 <u>避難の勧告又は指示</u> 及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること。	11～20 (略)	機関の名称	事務又は業務の大綱	中国四国農政局	1～8 (略) <u>9 地震防災に関する情報の収集及び報告に関すること。</u> <u>10 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること。</u>	中国経済産業局	1～2 (略) 3 被災地域において必要とされる災害対策物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な <u>指導</u> に関すること。 4 (略)	福岡管区気象台 (下関地方気象台)	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 <u>を行う。</u> 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 <u>を行う。</u> 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 <u>に努める。</u> 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 <u>を行う。</u> 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に <u>努める。</u>	中国総合通信局	1～2 (略) 3 災害時における <u>非常用通信</u> の運用監督に関すること。 4～5 (略)	機関の名称	事務又は業務の大綱	<u>中国電力株式会社</u> <u>(山口支社)</u>	(略)	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の方針</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び県民・事業所のとるべき措置</p> <p>2 市町 (1-1-5)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関の名称</th> <th style="width: 85%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">市 町</td> <td>1～9 (略)</td> </tr> <tr> <td>10 <u>避難指示等の発令</u>及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること。</td> </tr> <tr> <td>11～20 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 指定地方行政機関 (1-1-6)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関の名称</th> <th style="width: 85%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中国四国農政局</td> <td>1～8 (略) <u>(削除)</u> <u>9 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>中国経済産業局</td> <td>1～2 (略) 3 被災地域において必要とされる災害対策物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な<u>指導等</u>に関すること。 4 (略)</td> </tr> <tr> <td>福岡管区気象台 (下関地方気象台)</td> <td>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表<u>に関すること。</u> 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説<u>に関すること。</u> 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備<u>に関すること。</u> 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言<u>に関すること。</u> 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に<u>に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>中国総合通信局</td> <td>1～2 (略) 3 災害時における<u>非常通信</u>の運用監督に関すること。 4～5 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 指定公共機関 (1-1-9)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関の名称</th> <th style="width: 85%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>中国電力株式会社</u> <u>(山口支社)</u> <u>中国電力ネットワ</u> <u>ーク株式会社(山</u> <u>口ネットワークセ</u> <u>ンター)</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	市 町	1～9 (略)	10 <u>避難指示等の発令</u> 及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること。	11～20 (略)	機関の名称	事務又は業務の大綱	中国四国農政局	1～8 (略) <u>(削除)</u> <u>9 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。</u>	中国経済産業局	1～2 (略) 3 被災地域において必要とされる災害対策物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な <u>指導等</u> に関すること。 4 (略)	福岡管区気象台 (下関地方気象台)	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 <u>に関すること。</u> 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 <u>に関すること。</u> 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 <u>に関すること。</u> 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 <u>に関すること。</u> 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に <u>に関すること。</u>	中国総合通信局	1～2 (略) 3 災害時における <u>非常通信</u> の運用監督に関すること。 4～5 (略)	機関の名称	事務又は業務の大綱	<u>中国電力株式会社</u> <u>(山口支社)</u> <u>中国電力ネットワ</u> <u>ーク株式会社(山</u> <u>口ネットワークセ</u> <u>ンター)</u>	(略)	<p>災害対策基本法改正</p> <p>表現の適正化</p> <p>プッシュ型支援を反映</p> <p>表現の適正化</p> <p>誤記修正</p> <p>分社化に伴う指定公共機関の追加</p>
機関の名称	事務又は業務の大綱																																									
市 町	1～9 (略)																																									
	10 <u>避難の勧告又は指示</u> 及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること。																																									
	11～20 (略)																																									
機関の名称	事務又は業務の大綱																																									
中国四国農政局	1～8 (略) <u>9 地震防災に関する情報の収集及び報告に関すること。</u> <u>10 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること。</u>																																									
中国経済産業局	1～2 (略) 3 被災地域において必要とされる災害対策物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な <u>指導</u> に関すること。 4 (略)																																									
福岡管区気象台 (下関地方気象台)	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 <u>を行う。</u> 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 <u>を行う。</u> 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 <u>に努める。</u> 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 <u>を行う。</u> 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に <u>努める。</u>																																									
中国総合通信局	1～2 (略) 3 災害時における <u>非常用通信</u> の運用監督に関すること。 4～5 (略)																																									
機関の名称	事務又は業務の大綱																																									
<u>中国電力株式会社</u> <u>(山口支社)</u>	(略)																																									
機関の名称	事務又は業務の大綱																																									
市 町	1～9 (略)																																									
	10 <u>避難指示等の発令</u> 及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること。																																									
	11～20 (略)																																									
機関の名称	事務又は業務の大綱																																									
中国四国農政局	1～8 (略) <u>(削除)</u> <u>9 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。</u>																																									
中国経済産業局	1～2 (略) 3 被災地域において必要とされる災害対策物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な <u>指導等</u> に関すること。 4 (略)																																									
福岡管区気象台 (下関地方気象台)	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 <u>に関すること。</u> 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 <u>に関すること。</u> 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 <u>に関すること。</u> 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 <u>に関すること。</u> 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に <u>に関すること。</u>																																									
中国総合通信局	1～2 (略) 3 災害時における <u>非常通信</u> の運用監督に関すること。 4～5 (略)																																									
機関の名称	事務又は業務の大綱																																									
<u>中国電力株式会社</u> <u>(山口支社)</u> <u>中国電力ネットワ</u> <u>ーク株式会社(山</u> <u>口ネットワークセ</u> <u>ンター)</u>	(略)																																									

現 行	修 正 案	備 考
<p>第2章 山口県の地震環境と地盤</p> <p>第1節 地震活動環境</p> <p>第2項 地震活動 (1-2-1)</p> <p>1 地震記録</p> <p>歴史地震(昭和以前)については、「新編・日本被害地震総覧」、「山口県の過去300年の地震記録」等により、県内では、「1707年 防長の地震」、「1793年 長門・周防の地震」、「1857年 萩の地震」、「1898年 見島の地震」が、また、周辺地域では、「1676年・1778年・1859年のいずれも石見の地震」があげられる。</p> <p>また、気象庁資料が整っている<u>1923年8月以降</u>についての、本県周辺の被害地震についてみると、島根県東部や日向灘において繰り返し発生している。</p> <p>第4章 被害想定</p> <p>第1節 被害想定的前提条件</p> <p>◆想定地震の概要</p> <p>1 主要な断層による地震</p> <p>(3) 県内活断層による地震 <u>(直下型)</u> (1-4-3)</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 防災思想の普及啓発</p> <p>第2節 防災知識の普及啓発</p> <p>第1項 県</p> <p>4 県民に対する普及啓発 (2-1-3)</p> <p>(1) 家庭での予防・安全対策</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>ア</u> 2～3日分の食料、飲料水等の備蓄</p> <p><u>イ</u> 非常持出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備</p> <p><u>ウ</u> 家具等の転倒防止対策</p> <p><u>エ</u> 消火器の普及</p> <p><u>オ</u> 保険・共済等への加入</p> <p>第3章 防災訓練の実施</p> <p>第1節 訓練の内容</p> <p>第2項 市町</p> <p>訓練の内容(事例) (2-3-3)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の広報 ・避難誘導、<u>避難勧告</u>、<u>避難指示</u>及び警戒区域の設定 ・要配慮者の安全確保等(避難支援) <p>(略)</p> </div>	<p>第2章 山口県の地震環境と地盤</p> <p>第1節 地震活動環境</p> <p>第2項 地震活動 (1-2-1)</p> <p>1 地震記録</p> <p>歴史地震(昭和以前)については、「新編・日本被害地震総覧」、「山口県の過去300年の地震記録」等により、県内では、「1707年 防長の地震」、「1793年 長門・周防の地震」、「1857年 萩の地震」、「1898年 見島の地震」が、また、周辺地域では、「1676年・1778年・1859年のいずれも石見の地震」があげられる。</p> <p>また、気象庁資料が整っている<u>1923年1月以降</u>についての、本県周辺の被害地震についてみると、島根県東部や日向灘において繰り返し発生している。</p> <p>第4章 被害想定</p> <p>第1節 被害想定的前提条件</p> <p>◆想定地震の概要</p> <p>1 主要な断層による地震</p> <p>(3) 県内活断層による地震 (1-4-3)</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 防災思想の普及啓発</p> <p>第2節 防災知識の普及啓発</p> <p>第1項 県</p> <p>4 県民に対する普及啓発 (2-1-3)</p> <p>(1) 家庭での予防・安全対策</p> <p><u>ア</u> <u>ハザードマップ等を用いた災害リスクの確認</u></p> <p><u>イ</u> <u>災害リスクを踏まえた避難行動や避難先の確認</u></p> <p><u>ウ</u> 2～3日分の食料、飲料水等の備蓄</p> <p><u>エ</u> 非常持出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備</p> <p><u>オ</u> 家具等の転倒防止対策</p> <p><u>カ</u> 消火器の普及</p> <p><u>キ</u> 保険・共済等への加入</p> <p>第3章 防災訓練の実施</p> <p>第1節 訓練の内容</p> <p>第2項 市町</p> <p>訓練の内容(事例) (2-3-3)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の広報 ・避難誘導、<u>避難指示等の発令</u>及び警戒区域の設定 ・要配慮者の安全確保等(避難支援) <p>(略)</p> </div>	<p>気象庁資料との整合</p> <p>表現の適正化</p> <p>取組の追加</p> <p>災害対策基本法改正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第5章 建築物・公共土木施設等の耐震化</p> <p>第4節 河川、海岸、港湾・漁港、砂防設備及び治山施設等の耐震性の確保</p> <p>第7項 ため池 (2-5-7)</p> <p><u>農業用ため池のうち、老朽化の甚しいもの及び耐震構造に不安があるものについては、現地調査を実施するなどして、施設の危険度を判定し、堤体の補強、漏水防止、余水吐及び取水施設等の改善を行うとともに、適切な維持管理に努める。</u></p> <p>第9章 避難予防対策</p> <p>基本的な考え方 (2-9-1)</p> <p>震災時において、住民の生命、身体の安全、保護を図るため、また、余震、火災等二次災害から住民を守るためには、避難場所、避難経路、誘導方法等について、あらかじめ避難計画を策定しておく必要がある。</p> <div data-bbox="210 646 819 934" data-label="Diagram"> <pre> graph LR A[市町の避難計画] --- B[避難の勧告・指示の基準] A --- C[避難の勧告、指示事項] A --- D[避難の勧告、指示の伝達手段] </pre> </div> <p>第1節 市町の避難計画 (2-9-2)</p> <p>市町は、次の事項に留意して避難計画を作成するが、計画策定において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)に配慮した計画となるよう努めるとともに、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、避難路と併せて住民への周知徹底を図るとともに、離島や予め孤立が想定される地域に関しては、集団避難施設等を事前に検討しておく必要がある。</p> <p>また、躊躇なく<u>避難勧告等</u>を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞りこむとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>県は、市町に対し、<u>避難勧告等</u>の発令基準の策定を支援するなど、市町の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。</p> <p>第1項 <u>避難の勧告、指示(緊急)</u>の基準</p> <p>1～3 (略)</p> <p>第2項 <u>避難の勧告・指示事項</u></p> <p>避難の<u>勧告・指示</u>に当たって、混乱を招かないよう、必要な事項をあらかじめ定めておく。</p> <p>1 <u>避難の勧告・指示</u>の発令者</p> <p>2～7 (略)</p> <p>第3項 <u>避難の勧告、指示</u>の伝達手段</p> <p><u>避難の勧告、指示等</u>を発令した場合の伝達手段等について、あらかじめ定めておく。</p> <p>地域住民に周知徹底するため、伝達に当たっては、市町による対応だけでなく、警察、自衛隊、海上保安部(署)、放送局等の協力による伝達体制を整備しておく。</p> <p>また、夜間に<u>避難勧告、指示等</u>を発令した場合の伝達手段や聴覚障害者等の要配慮者への伝達体制についてもあらかじめ定めておく。</p> <p>1～3 (略)</p>	<p>第5章 建築物・公共土木施設等の耐震化</p> <p>第4節 河川、海岸、港湾・漁港、砂防設備及び治山施設等の耐震性の確保</p> <p>第7項 ため池 (2-5-7)</p> <p><u>地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するものとする。</u></p> <p>第9章 避難予防対策</p> <p>基本的な考え方 (2-9-1)</p> <p>震災時において、住民の生命、身体の安全、保護を図るため、また、余震、火災等二次災害から住民を守るためには、避難場所、避難経路、誘導方法等について、あらかじめ避難計画を策定しておく必要がある。</p> <div data-bbox="1478 646 2086 934" data-label="Diagram"> <pre> graph LR A[市町の避難計画] --- B[避難指示等の基準] A --- C[避難指示等の発令に関する事項] A --- D[避難指示等の伝達手段] </pre> </div> <p>第1節 市町の避難計画 (2-9-2)</p> <p>市町は、次の事項に留意して避難計画を作成するが、計画策定において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)に配慮した計画となるよう努めるとともに、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、避難路と併せて住民への周知徹底を図るとともに、離島や予め孤立が想定される地域に関しては、集団避難施設等を事前に検討しておく必要がある。</p> <p>また、躊躇なく<u>避難指示等</u>を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞りこむとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>県は、市町に対し、<u>避難指示等</u>の発令基準の策定を支援するなど、市町の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。</p> <p>第1項 <u>避難指示等</u>の基準</p> <p>1～3 (略)</p> <p>第2項 <u>避難指示等の発令に関する事項</u></p> <p>避難の<u>情報の発令</u>に当たって、混乱を招かないよう、必要な事項をあらかじめ定めておく。</p> <p>1 <u>避難指示等</u>の発令者</p> <p>2～7 (略)</p> <p>第3項 <u>避難指示等</u>の伝達手段</p> <p><u>避難指示等</u>を発令した場合の伝達手段等について、あらかじめ定めておく。</p> <p>地域住民に周知徹底するため、伝達に当たっては、市町による対応だけでなく、警察、自衛隊、海上保安部(署)、放送局等の協力による伝達体制を整備しておく。</p> <p>また、夜間に<u>避難指示等</u>を発令した場合の伝達手段や聴覚障害者等の要配慮者への伝達体制についてもあらかじめ定めておく。</p> <p>1～3 (略)</p>	<p>表現の適正化(防災基本計画との整合)</p> <p>災害対策基本法改正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第10項 避難所の整備に関する事項 (2-9-5)</p> <ol style="list-style-type: none"> 避難生活の環境を良好に保つための設備整備 (換気、照明等) 避難所として必要な施設・設備の整備 (<u>貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、通信機器等</u>) 災害情報の入手に必要な機器の整備 (テレビ、ラジオ等) 避難所での備蓄 食料品、水、常備薬、炊き出し用具、毛布、非常用電源等避難生活に必要な物資 <p>第10章 救助・救急、医療活動</p> <p>第2節 医療活動</p> <p>第1項 医療救護活動体制の確立</p> <ol style="list-style-type: none"> 県 (2-10-4) <ol style="list-style-type: none"> (5) 医薬品及び医療資機材等の緊急調達を円滑に行うため、関係団体との間で供給体制を整備する。 <u>(追加)</u> 指定地方行政機関等 (2-10-4) <ol style="list-style-type: none"> (1) 中国四国厚生局は、独立行政法人国立病院機構<u>との連絡調整を行う。(災害時における医療の提供)</u> (5) 県薬剤師会は、県医師会等の行う医療救護活動を支援するため、<u>救護組織を編成し</u>、救護活動に必要な医薬品等の確保<u>や</u>調剤体制の整備に努める。 <p>第12章 要配慮者対策</p> <p>基本的な考え方 (2-12-1)</p> <p>高齢者、障害者、乳幼児、外国人等は、震災時にはその行動等に多くの困難が伴い、また、避難生活では厳しい環境下に置かれるなど、特に支援が必要な要配慮者となることから、平常時からこれらの要配慮者に配慮した防災対策を推進し、安全確保体制を整備しておく必要がある。</p> <p>このため、社会福祉施設等での防災対策を進めるとともに、要配慮者の支援体制づくり、防災知識の普及啓発、避難所の確保対策等を推進する。</p> <div data-bbox="201 1470 771 1701"> </div> <p>第3節 <u>避難行動要支援者名簿</u> (2-12-3)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第10項 避難所の整備に関する事項 (2-9-5)</p> <ol style="list-style-type: none"> 避難生活の環境を良好に保つための設備整備 (換気、照明等) 避難所として必要な施設・設備の整備 (<u>貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器、空調等</u>) 災害情報の入手に必要な機器の整備 (テレビ、ラジオ等) 避難所での備蓄 食料品、水、常備薬、<u>マスク、消毒液、体温計、間仕切り</u>、炊き出し用具、毛布、非常用電源等避難生活に必要な物資 <p>第10章 救助・救急、医療活動</p> <p>第2節 医療活動</p> <p>第1項 医療救護活動体制の確立</p> <ol style="list-style-type: none"> 県 (2-10-4) <ol style="list-style-type: none"> (5) 医薬品及び医療資機材等の緊急調達を円滑に行うため、関係団体との間で供給体制を整備する。 <u>また、災害時に被災地の医薬品等の円滑な需要供給の調整等を行うため、全県及び2次医療圏単位で災害薬事コーディネーターを配置する。</u> 指定地方行政機関等 (2-10-4) <ol style="list-style-type: none"> (1) 中国四国厚生局は、独立行政法人国立病院機構<u>と情報共有を行う。</u> (5) 県薬剤師会は、<u>県からの派遣要請</u>や県医師会等の行う医療救護活動を支援するため、<u>薬剤管理班の編成</u>、救護活動に必要な医薬品等の確保、<u>調剤体制の整備</u>に努める。 <p>第12章 要配慮者対策</p> <p>基本的な考え方 (2-12-1)</p> <p>高齢者、障害者、乳幼児、外国人等は、震災時にはその行動等に多くの困難が伴い、また、避難生活では厳しい環境下に置かれるなど、特に支援が必要な要配慮者となることから、平常時からこれらの要配慮者に配慮した防災対策を推進し、安全確保体制を整備しておく必要がある。</p> <p>このため、社会福祉施設等での防災対策を進めるとともに、要配慮者の支援体制づくり、防災知識の普及啓発、避難所の確保対策等を推進する。</p> <div data-bbox="1469 1470 2418 1701"> </div> <p>第3節 <u>避難行動要支援者対策</u> (2-12-3)</p> <p><u>第1項 避難行動要支援者名簿の作成</u></p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>第2項 個別避難計画</u></p> <p><u>1 市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者名簿の避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための計画(以下、「個別避難計画」という。)を作成するよう努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>災害薬事コーディネーター等の配置</p> <p>表現の適正化</p> <p>災害薬事コーディネーター等の配置</p> <p>災害対策基本法改正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第4節 防災知識等の普及啓発・訓練</p> <p>第2項 防災訓練</p> <p>県及び市町は、防災訓練を実施する際、高齢者、車椅子利用者等を想定した避難誘導、情報伝達など訓練内容にも配慮し、直接の参加を呼びかけるとともに、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、円滑な避難誘導等が行えるようその支援体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等<u>男女双方</u>の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>第5節 避難所対策 (2-12-4)</p> <p>県及び市町は、要配慮者にとって厳しい環境となる避難所生活に配慮し、あらかじめ次のような生活の場の確保、支援体制の整備に努める。</p> <p>第13章 緊急輸送活動</p> <p>基本的な考え方 (2-13-1)</p> <p>災害応急対策活動を円滑に実施するうえで、緊急輸送道路及び輸送手段の確保は極めて重要であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、緊急輸送車両の確保が必要となる。</p> <div data-bbox="474 1171 1320 1396" data-label="Diagram"> </div> <p>第1節 緊急輸送ネットワークの整備</p> <p>第1項 緊急輸送ネットワークの形成 (2-13-2)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>輸送拠点</u>の指定</p> <p>他県等からの緊急物資等の受入、一時保管、避難所等への配送を行うための拠点施設の指定</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第15章 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第4節 ボランティア支援体制の整備・強化 (2-15-3)</p> <p>第1項 平常時における支援体制の整備</p> <p>県及び市町は、社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、支援体制の整備に努める。</p>	<p><u>2 個別避難計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 避難支援実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他連絡先</u></p> <p><u>(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u></p> <p><u>(3) 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町長が必要と認める事項</u></p> <p>第4節 防災知識等の普及啓発・訓練</p> <p>第2項 防災訓練</p> <p>県及び市町は、防災訓練を実施する際、高齢者、車椅子利用者等を想定した避難誘導、情報伝達など訓練内容にも配慮し、直接の参加を呼びかけるとともに、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、円滑な避難誘導等が行えるようその支援体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等<u>多様な主体</u>の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>第5節 避難所対策 (2-12-4)</p> <p>県及び市町は、要配慮者にとって厳しい環境となる避難所生活に配慮し、あらかじめ次のような生活の場の確保、支援体制の整備に努める。</p> <p><u>また、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。</u></p> <p>第13章 緊急輸送活動</p> <p>基本的な考え方 (2-13-1)</p> <p>災害応急対策活動を円滑に実施するうえで、緊急輸送道路及び輸送手段の確保は極めて重要であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、緊急輸送車両の確保が必要となる。</p> <div data-bbox="1736 1171 2582 1396" data-label="Diagram"> </div> <p>第1節 緊急輸送ネットワークの整備</p> <p>第1項 緊急輸送ネットワークの形成 (2-13-2)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>輸送拠点等</u>の指定</p> <p><u>ア 他県等からの緊急物資等の受入、一時保管、避難所等への配送を行うための拠点施設の指定</u></p> <p><u>イ 他県等からの応援部隊が被災地において部隊の指揮、宿営等を行う拠点施設の指定</u></p> <p>第15章 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第4節 ボランティア支援体制の整備・強化 (2-15-3)</p> <p>第1項 平常時における支援体制の整備</p> <p>県及び市町は、社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、支援体制の整備に努める。</p>	<p>本編との整合</p> <p>第5次男女共同参画基本計画や「避難所運営マニュアル作成のための基本指針」等との整合</p> <p>防災基本計画の修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第17章 津波災害予防対策</p> <p>第1節 津波防災意識の向上</p> <p>第1項 津波防災知識の普及啓発 (2-17-2)</p> <p>津波による人的被害軽減を図るためには、住民一人ひとりの自主的な避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や<u>避難指示(緊急)</u>の意味と内容の説明などの啓発活動を行うとともに、防災に関する情報を分かりやすく発信する。</p> <p>また、避難行動に関する知識、津波の特性やメカニズムなどに関する情報、津波の想定・予測の不確実性について周知を図るとともに、家庭での予防・安全対策等の普及啓発を図る。</p> <p>第2節 津波からの避難</p> <p>第1項 避難に対する基本的な認識と周知</p> <p>3 市町の津波避難体制の確立 (2-17-3)</p> <p>市町は、津波が発生した場合に行政と住民等が迅速かつ的確に行動することができるよう、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達方法、<u>避難指示(緊急)</u>の具体的な発令基準、避難訓練の内容等、地域の実情を考慮した具体的かつ実践的な津波避難計画の早期作成に努め、津波避難訓練等を通して、より実践的な計画にするよう見直しを進める。</p> <p>(1) <u>避難指示(緊急)</u></p> <p>市町は、<u>避難指示(緊急)</u>の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波警報等が発表された際に、直ちに<u>避難指示(緊急)</u>の発令ができる組織体制の整備を図る。</p> <p>第2項 津波情報の伝達体制 (2-17-4)</p> <p>1 津波警報等及び<u>避難指示(緊急)</u>の伝達について関係機関はあらかじめ漏れのないよう系統、伝達先を再確認しておくものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>また、県社会福祉協議会は災害時のボランティア活動が円滑かつ効率的に行えるよう、広域的な支援体制の整備を含めたガイドライン等を作成し、県内の社会福祉協議会のみによる対応が困難な大規模災害等に備え、近隣県との相互支援ネットワークの形成に努める。</u></p> <p>第17章 津波災害予防対策</p> <p>第1節 津波防災意識の向上</p> <p>第1項 津波防災知識の普及啓発 (2-17-2)</p> <p>津波による人的被害軽減を図るためには、住民一人ひとりの自主的な避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や<u>避難指示</u>の意味と内容の説明などの啓発活動を行うとともに、防災に関する情報を分かりやすく発信する。</p> <p>また、避難行動に関する知識、津波の特性やメカニズムなどに関する情報、津波の想定・予測の不確実性について周知を図るとともに、家庭での予防・安全対策等の普及啓発を図る。</p> <p>第2節 津波からの避難</p> <p>第1項 避難に対する基本的な認識と周知</p> <p>3 市町の津波避難体制の確立 (2-17-3)</p> <p>市町は、津波が発生した場合に行政と住民等が迅速かつ的確に行動することができるよう、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達方法、<u>避難指示</u>の具体的な発令基準、避難訓練の内容等、地域の実情を考慮した具体的かつ実践的な津波避難計画の早期作成に努め、津波避難訓練等を通して、より実践的な計画にするよう見直しを進める。</p> <p>(1) <u>避難指示</u></p> <p>市町は、<u>避難指示</u>の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波警報等が発表された際に、直ちに<u>避難指示</u>の発令ができる組織体制の整備を図る。</p> <p>第2項 津波情報の伝達体制 (2-17-4)</p> <p>1 津波警報等及び<u>避難指示</u>の伝達について関係機関はあらかじめ漏れのないよう系統、伝達先を再確認しておくものとする。</p>	<p>本編との整合</p> <p>災害対策基本法改正</p>

第3編 災害応急対策計画

第3編 災害応急対策計画

第1章 応急活動計画

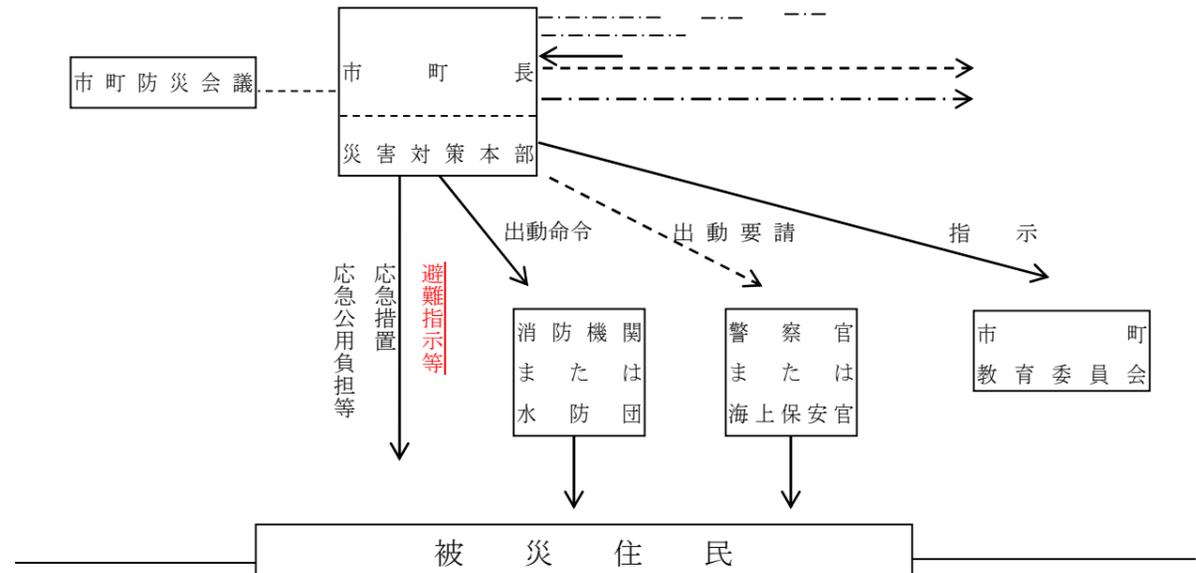
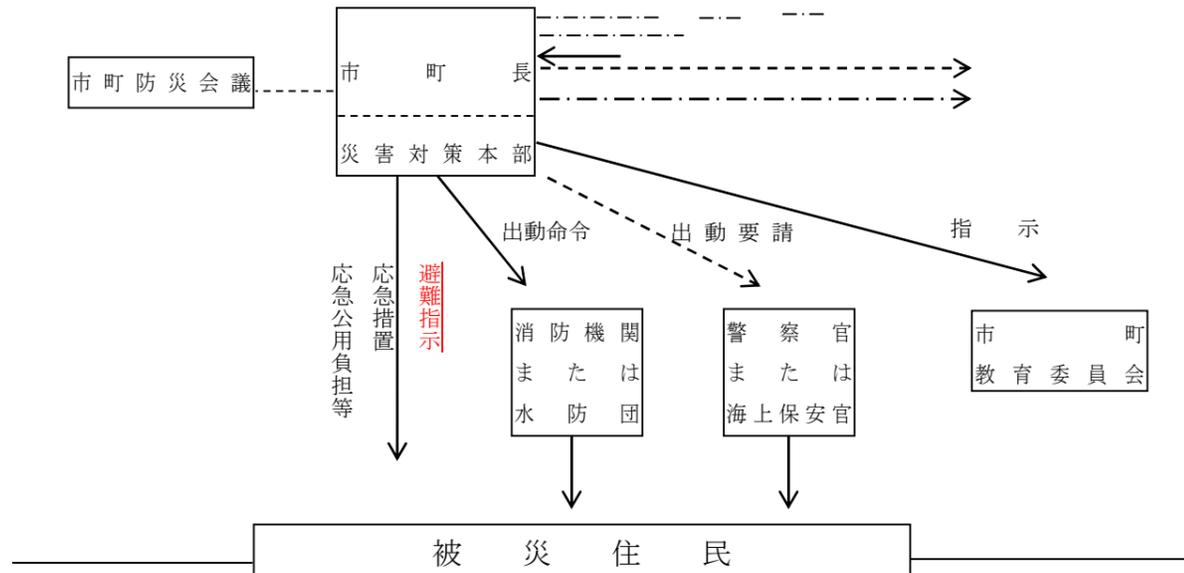
第1章 応急活動計画

第1節 県の活動体制 (3-1-2)

第1節 県の活動体制 (3-1-2)

知事は、県の地域に地震、津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、法令及び本計画の定めるところにより指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関の協力を得て災害応急対策を実施するとともに、区域内の市町及びその他の防災関係機関が処理する災害応急対策の実施を援助し、かつ総合調整を行う。

知事は、県の地域に地震、津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、法令及び本計画の定めるところにより指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関の協力を得て災害応急対策を実施するとともに、区域内の市町及びその他の防災関係機関が処理する災害応急対策の実施を援助し、かつ総合調整を行う。



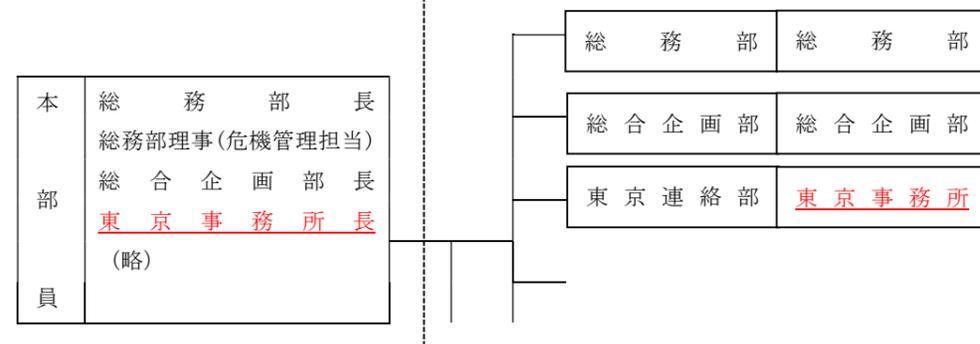
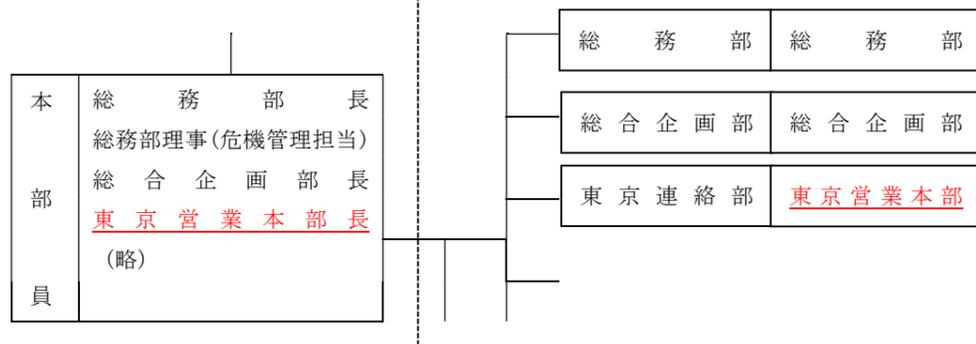
災害対策基本法改正

第1項 災害対策本部の設置

第1項 災害対策本部の設置

2 県本部の組織 (3-1-3)

2 県本部の組織 (3-1-3)



誤記修正

第2項 県本部の運営

第2項 県本部の運営

2 部

2 部

(1) 部の構成 (3-1-4)

(1) 部の構成 (3-1-4)

部の名称	部を構成する組織	部長	副部长
総務部	総務部	総務部長	総務部次長
総合企画部	総合企画部	総合企画部長	総合企画部次長
東京連絡部	東京営業本部	東京営業本部長	東京営業本部副本部長
(略)	(略)	(略)	(略)

部の名称	部を構成する組織	部長	副部长
総務部	総務部	総務部長	総務部次長
総合企画部	総合企画部	総合企画部長	総合企画部次長
東京連絡部	東京事務所	東京事務所長	東京事務所次長
(略)	(略)	(略)	(略)

誤記修正

現 行

修 正 案

備 考

第5項 班の編成及び所掌事務

(3-1-10)

部	班	担当課	部の所掌事務
総合 企画部	情報通信	<u>情報企画課</u>	10 やまぐち情報スーパーネットワークの管理運用に関すること。 11 庁内情報システムの保全管理に関すること。

(3-1-11)

部	班	担当課	部の所掌事務
災害 救助部	薬 務	薬 務 課	25 医薬品、 <u>衛生器材の確保</u> に関すること。 26 血液の確保に関すること。 27 毒物、劇物の保安、応急対策に関すること。 <u>(追加)</u>
	協 力 班	長寿社会課 子ども政策課 子ども家庭課 障害者支援課	<u>28</u> 当該課の災害対策関連事務の処理。 <u>29</u> 部内の各班、他部の応援に関すること。

(3-1-15)

部	班	担当課	部の所掌事務
文教 対策部	協 力 班	<u>(追加)</u> 人権教育課	13 <u>当該課</u> の災害対策関連事務の処理。 14 部内の各班、他部の応援に関すること。

第6項 地方機関の所掌事務

4 地方機関の所掌事務

(3-1-19)

対策部・班	関係機関	所 掌 事 務
港 湾 班	山口宇部空港事務所	(24) (略) (25)本部 (港湾班及び <u>商工班</u>) との連絡調整に関すること。 (26) (略)

第5項 班の編成及び所掌事務

(3-1-10)

部	班	担当課	部の所掌事務
総合 企画部	情報通信	<u>デジタル政策課</u> <u>デジタル・ガバメント 推進課</u>	10 やまぐち情報スーパーネットワークの管理運用に関すること。 11 庁内情報システムの保全管理に関すること。

(3-1-11)

部	班	担当課	部の所掌事務
災害 救助部	薬 務	薬 務 課	25 医薬品、 <u>医療機器、衛生材料の確保、供給</u> に関すること。 26 血液の確保に関すること。 27 毒物、劇物の保安、応急対策に関すること。 <u>28 関係団体等との連絡調整に関すること。</u>
	協 力 班	長寿社会課 子ども政策課 子ども家庭課 障害者支援課	<u>29</u> 当該課の災害対策関連事務の処理。 <u>30</u> 部内の各班、他部の応援に関すること。

(3-1-15)

部	班	担当課	部の所掌事務
文教 対策部	協 力 班	<u>地域連携教 育推進室</u> 人権教育課	13 <u>当該課・室</u> の災害対策関連事務の処理。 14 部内の各班、他部の応援に関すること。

第6項 地方機関の所掌事務

4 地方機関の所掌事務

(3-1-19)

対策部・班	関係機関	所 掌 事 務
港 湾 班	山口宇部空港事務所	(24) (略) (25)本部 (港湾班及び <u>交通運輸対策班</u>) との連絡調整に関すること。 (26) (略)

組織改編

災害薬事コーディネータ
一等の配置

組織改編

誤記修正

現 行

第2章 災害情報の収集・伝達計画

第1節 災害情報計画

第1項 大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報に係る伝達 (3-2-3)

各防災関係機関は、相互の有機的連携のもとに、地震、津波に関して必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに住民及び関係機関に伝達する。

1 気象台からの伝達系統図 (3-2-3)



第2項 関係機関による措置事項 (3-2-5)

大津波警報・津波警報・津波注意報、地震・津波に関する情報等の伝達等に関して関係機関が実施する措置は、次のとおりである。

関係機関	措置内容
気象台 (緊急地震速報については気象庁本庁)	(略)

(3-2-6)

関係機関	措置内容
気象台 (緊急地震速報については気象庁本庁)	(略)

(3-2-7)

関係機関	措置内容		
気象台 (緊急地震速報については気象庁本庁)	沿岸で観測された津波の最大波の発表内容		
	津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ	内容
	大津波警報を發表中	1 m超 1 m以下	数値で発表 「観測中」と発表
	津波警報を發表中	0.2m以上 0.2m以下	数値で発表 「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は、「微弱」と表現)	

修 正 案

第2章 災害情報の収集・伝達計画

第1節 災害情報計画

第1項 大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報に係る伝達 (3-2-3)

各防災関係機関は、相互の有機的連携のもとに、地震、津波に関して必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに住民及び関係機関に伝達する。

1 気象台からの伝達系統図 (3-2-3)



第2項 関係機関による措置事項 (3-2-5)

大津波警報・津波警報・津波注意報、地震・津波に関する情報等の伝達等に関して関係機関が実施する措置は、次のとおりである。

関係機関	措置内容
気象台 (緊急地震速報については気象庁)	(略)

(3-2-6)

関係機関	措置内容
気象台 (緊急地震速報については気象庁)	(略)

(3-2-7)

関係機関	措置内容		
気象台 (緊急地震速報については気象庁)	沿岸で観測された津波の最大波の発表内容		
	津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ	内容
	大津波警報を發表中	1 m超 1 m以下	数値で発表 「観測中」と発表
	津波警報を發表中	0.2m以上 0.2m未満	数値で発表 「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は、「微弱」と表現)	

備 考

誤記修正

表現の適正化

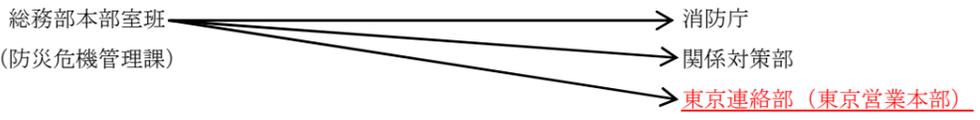
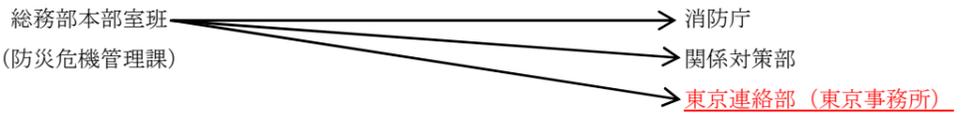
表現の適正化

表現の適正化

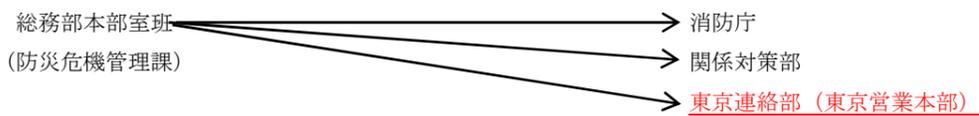
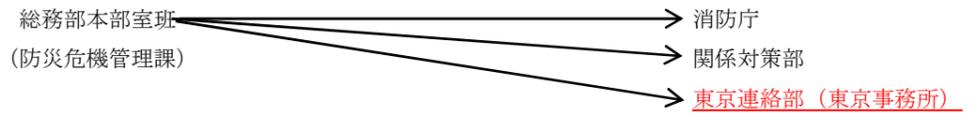
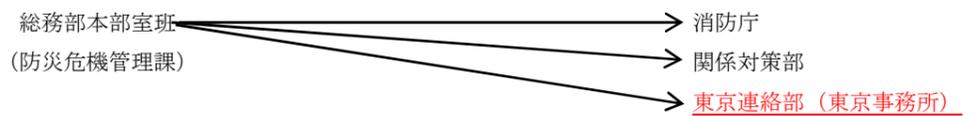
誤記修正

現 行		修 正 案		備 考										
(3-2-8)														
関係機関	措 置 内 容													
気 象 台 (緊急地震速報 については <u>気象 庁本庁</u>)	(4) 緊急地震速報 ア 緊急地震速報の発表等 (略) 注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、 <u>震源付近</u> では強い揺れの到達に原理的に間に合わない <u>場合</u> がある。			表現の適正化 表現の適正化										
	(5) 地震情報の種類とその内容 地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表している。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">地震情報の種類</th> <th style="width: 20%;">発表基準</th> <th style="width: 65%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>(略)</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その<u>市町村名</u>を発表。</td> </tr> </tbody> </table>				地震情報の種類	発表基準	内容	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	震源・震度に関する情報
地震情報の種類	発表基準	内容												
(略)	(略)	(略)												
(略)	(略)	(略)												
震源・震度に関する情報	(略)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その <u>市町村名</u> を発表。												
(3-2-8)														
関係機関	措 置 内 容													
気 象 台 (緊急地震速報 については <u>気象 庁</u>)	(4) 緊急地震速報 ア 緊急地震速報の発表等 (略) 注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、 <u>内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所</u> では強い揺れの到達に原理的に間に合わない <u>こと</u> がある。			表現の適正化 誤記修正										
	(5) 地震情報の種類とその内容 地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表している。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">地震情報の種類</th> <th style="width: 20%;">発表基準</th> <th style="width: 65%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>(略)</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その<u>市町村毎の観測した震度</u>を発表。</td> </tr> </tbody> </table>				地震情報の種類	発表基準	内容	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	震源・震度に関する情報
地震情報の種類	発表基準	内容												
(略)	(略)	(略)												
(略)	(略)	(略)												
震源・震度に関する情報	(略)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その <u>市町村毎の観測した震度</u> を発表。												
(3-2-9)														
関係機関	措 置 内 容													
気 象 台 (緊急地震速報 については <u>気象 庁本庁</u>)	(略)			表現の適正化										
(3-2-9)														
関係機関	措 置 内 容													
気 象 台 (緊急地震速報 については <u>気象 庁</u>)	(略)			表現の適正化										
(3-2-10)														
関係機関	措 置 内 容													
気 象 台 (緊急地震速報 については <u>気象 庁本庁</u>)	解説資料等の種類	発表基準	内容	表現の適正化										
	(略)	(略)	(略)											
	地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の <u>(都道府県内及び)〇〇地方</u> の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。	表現の適正化										
	<u>週間地震概況</u>	<u>・定期(毎週金曜)</u>	<u>防災に係る活動を支援するために、週ごとの(都道府県内及び)〇〇地方の地震活動の状況を取りまとめた資料。</u>	表現の簡略化										
(3-2-10)														
関係機関	措 置 内 容													
気 象 台 (緊急地震速報 については <u>気象 庁</u>)	解説資料等の種類	発表基準	内容	表現の適正化										
	(略)	(略)	(略)											
	地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の <u>県内</u> の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。	表現の適正化										
			<u>(削除)</u>	表現の簡略化										

現 行		修 正 案		備 考
(3-2-11)				
関係機関	措置内容	関係機関	措置内容	表現の適正化
気象台 (緊急地震速報については気象庁本庁)	(略)	気象台 (緊急地震速報については気象庁)	(略)	
(3-2-12)				
関係機関	措置内容	関係機関	措置内容	表現の適正化
気象台 (緊急地震速報については気象庁本庁)	※4 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いる。	気象台 (緊急地震速報については気象庁)	※4 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いる。	
(3-2-13)				
関係機関	措置内容	関係機関	措置内容	災害対策基本法改正
市 町	1 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達 (1) 地震・津波の重要な情報等について、県、N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、住民に周知する。 この場合、警察機関、消防機関、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講ずるものとする。 (2) 住民等への津波警報、避難勧告・指示等の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施できるよう、平常時から訓練等を行うなどして習熟しておくものとする。 また、伝達先等に漏れないよう、平素から連絡系統、伝達先等再確認しておくものとする。	市 町	1 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達 (1) 地震・津波の重要な情報等について、県、N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、住民に周知する。 この場合、警察機関、消防機関、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講ずるものとする。 (2) 住民等への津波警報、避難指示等の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施できるよう、平常時から訓練等を行うなどして習熟しておくものとする。 また、伝達先等に漏れないよう、平素から連絡系統、伝達先等再確認しておくものとする。	
(3-2-14)				
関係機関	措置内容	関係機関	措置内容	誤記修正
市 町	(3) 津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない市町長及び災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった市町長は、気象業務法施行令第8条の規定に基づき、「津波警報」を発表し、適切な措置を講ずるものとする。	市 町	(3) 津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない市町長及び災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなかった市町長は、気象業務法施行令第10条の規定に基づき、「津波警報」を発表し、適切な措置を講ずるものとする。	
第3項 土砂災害警戒情報(気象業務法第11条、災害対策基本法第40条及び第55条、土砂災害防止法第27条)				
1 土砂災害警戒情報の目的 (3-2-15)				
土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市町長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民の自主避難の判断を支援することを目的とする。				
2 土砂災害警戒情報の発表				
土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報のひとつであり、気象業務法第11条並びに災害対策基本法第40条及び第55条並びに土砂災害防止法第27条に基づき、下関地方気象台と県が共同で作成発表する。				
県は、市町の円滑な避難勧告等の発令判断に資するため、土砂災害防止法第27条に基づき、関係市町へ通知するとともに、一般に周知する。				
第3項 土砂災害警戒情報(気象業務法第11条、災害対策基本法第40条及び第55条、土砂災害防止法第27条)				
1 土砂災害警戒情報の目的 (3-2-15)				
土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市町長が防災活動や住民等への避難指示等の発令等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民の自主避難の判断を支援することを目的とする。				
2 土砂災害警戒情報の発表				
土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報のひとつであり、気象業務法第11条並びに災害対策基本法第40条及び第55条並びに土砂災害防止法第27条に基づき、下関地方気象台と県が共同で作成発表する。				
県は、市町の円滑な避難指示等の発令判断に資するため、土砂災害防止法第27条に基づき、関係市町へ通知するとともに、一般に周知する。				
災害対策基本法改正				

現 行	修 正 案	備 考								
<p>7 土砂災害警戒情報に係る市町の対応 (3-2-16) 市町長は直ちに避難勧告等を発令することを基本とする。 なお、避難勧告等の発令にあたっては、発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び県から提供されるメッシュ情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域に対する確に発令するよう努めるものとする。</p> <p>第4項 土砂災害緊急情報(土砂災害防止法第28条、第31条) (3-2-17)</p> <p>1 土砂災害緊急情報の目的 地すべりによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に緊急調査を実施し、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、重大な土砂災害が急迫していると想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係市町長に通知するとともに、一般住民に周知することにより災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的とする。</p> <p>第2節 災害情報収集・伝達計画 第1項 情報収集・伝達連絡系統 2 防災関係機関等の措置 (3-2-24)</p> <table border="1" data-bbox="163 821 1329 1304"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> 4 政府機関に対する報告 (1) 報告先 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">表 (略)</div> ※ 国へ報告したときは、併せて東京営業本部に通報するものとする。 (2) 報告の種別、時期、様式 (略) 5 中央関係情報の収集 (1) 本部室班は、東京営業本部と常時連絡を保ち、中央関係の情報収集に努める。 (2) 各対策部は関係省庁の情報を収集し、災害対策に関する所要の情報については、本部室班に連絡するものとする。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>3 人的被害、住家被害、火災に関する情報の収集・伝達(推定情報を含む。) (3-2-25)</p> <p>(1) 収集(略)</p> <p>(2) 伝達 総務部本部室班(防災危機管理課)は、収集した情報を次のルートで伝達する。 なお、人的被害の数について広報を行う際には、市町と密接に連携しながら適切に行うものとする。</p> <div style="margin-left: 40px;">  <pre> graph LR A[総務部本部室班 (防災危機管理課)] --> B[消防庁] A --> C[関係対策部] A --> D[東京連絡部 (東京営業本部)] </pre> </div> <p>4 避難者数、避難所の場所等に関する情報の収集・伝達 (3-2-26)</p> <p>(1) 収集(略)</p> <p>(2) 伝達 総務部本部室班(防災危機管理課)は、収集した情報を次のルートで伝達する。</p> <div style="margin-left: 40px;">  <pre> graph LR A[総務部本部室班 (防災危機管理課)] --> B[消防庁] A --> C[関係対策部] A --> D[東京連絡部 (東京営業本部)] </pre> </div>	区 分	内 容	県	4 政府機関に対する報告 (1) 報告先 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">表 (略)</div> ※ 国へ報告したときは、併せて 東京営業本部 に通報するものとする。 (2) 報告の種別、時期、様式 (略) 5 中央関係情報の収集 (1) 本部室班は、 東京営業本部 と常時連絡を保ち、中央関係の情報収集に努める。 (2) 各対策部は関係省庁の情報を収集し、災害対策に関する所要の情報については、本部室班に連絡するものとする。	<p>7 土砂災害警戒情報に係る市町の対応 (3-2-16) 市町長は直ちに避難指示を発令することを基本とする。 なお、避難指示等の発令にあたっては、発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び県から提供されるメッシュ情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域に対する確に発令するよう努めるものとする。</p> <p>第4項 土砂災害緊急情報(土砂災害防止法第28条、第31条) (3-2-17)</p> <p>1 土砂災害緊急情報の目的 地すべりによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に緊急調査を実施し、避難のための立退きの指示の判断に資するため、重大な土砂災害が急迫していると想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係市町長に通知するとともに、一般住民に周知することにより災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的とする。</p> <p>第2節 災害情報収集・伝達計画 第1項 情報収集・伝達連絡系統 2 防災関係機関等の措置 (3-2-24)</p> <table border="1" data-bbox="1424 821 2591 1304"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> 4 政府機関に対する報告 (1) 報告先 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">表 (略)</div> ※ 国へ報告したときは、併せて東京事務所に通報するものとする。 (2) 報告の種別、時期、様式 (略) 5 中央関係情報の収集 (1) 本部室班は、東京事務所と常時連絡を保ち、中央関係の情報収集に努める。 (2) 各対策部は関係省庁の情報を収集し、災害対策に関する所要の情報については、本部室班に連絡するものとする。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>3 人的被害、住家被害、火災に関する情報の収集・伝達(推定情報を含む。) (3-2-25)</p> <p>(1) 収集(略)</p> <p>(2) 伝達 総務部本部室班(防災危機管理課)は、収集した情報を次のルートで伝達する。 なお、人的被害の数について広報を行う際には、市町と密接に連携しながら適切に行うものとする。</p> <div style="margin-left: 40px;">  <pre> graph LR A[総務部本部室班 (防災危機管理課)] --> B[消防庁] A --> C[関係対策部] A --> D[東京連絡部 (東京事務所)] </pre> </div> <p>4 避難者数、避難所の場所等に関する情報の収集・伝達 (3-2-26)</p> <p>(1) 収集(略)</p> <p>(2) 伝達 総務部本部室班(防災危機管理課)は、収集した情報を次のルートで伝達する。</p> <div style="margin-left: 40px;">  <pre> graph LR A[総務部本部室班 (防災危機管理課)] --> B[消防庁] A --> C[関係対策部] A --> D[東京連絡部 (東京事務所)] </pre> </div>	区 分	内 容	県	4 政府機関に対する報告 (1) 報告先 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">表 (略)</div> ※ 国へ報告したときは、併せて 東京事務所 に通報するものとする。 (2) 報告の種別、時期、様式 (略) 5 中央関係情報の収集 (1) 本部室班は、 東京事務所 と常時連絡を保ち、中央関係の情報収集に努める。 (2) 各対策部は関係省庁の情報を収集し、災害対策に関する所要の情報については、本部室班に連絡するものとする。	<p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p>
区 分	内 容									
県	4 政府機関に対する報告 (1) 報告先 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">表 (略)</div> ※ 国へ報告したときは、併せて 東京営業本部 に通報するものとする。 (2) 報告の種別、時期、様式 (略) 5 中央関係情報の収集 (1) 本部室班は、 東京営業本部 と常時連絡を保ち、中央関係の情報収集に努める。 (2) 各対策部は関係省庁の情報を収集し、災害対策に関する所要の情報については、本部室班に連絡するものとする。									
区 分	内 容									
県	4 政府機関に対する報告 (1) 報告先 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">表 (略)</div> ※ 国へ報告したときは、併せて 東京事務所 に通報するものとする。 (2) 報告の種別、時期、様式 (略) 5 中央関係情報の収集 (1) 本部室班は、 東京事務所 と常時連絡を保ち、中央関係の情報収集に努める。 (2) 各対策部は関係省庁の情報を収集し、災害対策に関する所要の情報については、本部室班に連絡するものとする。									

現 行	修 正 案	備 考
<p>5 農林業関係の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集・伝達</p> <p>(1) 収集 (略)</p> <p>(2) 伝達</p> <p>総務部本部室班 (防災危機管理課) は、収集した情報を次のルートで伝達する。</p> <pre> graph LR A[総務部本部室班 (防災危機管理課)] --> B[関係対策部] A --> C[東京連絡部 (東京営業本部)] </pre>	<p>5 農林業関係の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集・伝達</p> <p>(1) 収集 (略)</p> <p>(2) 伝達</p> <p>総務部本部室班 (防災危機管理課) は、収集した情報を次のルートで伝達する。</p> <pre> graph LR A[総務部本部室班 (防災危機管理課)] --> B[関係対策部] A --> C[東京連絡部 (東京事務所)] </pre>	誤記修正
<p>6 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報の収集・伝達 (3-2-27)</p> <p>(1) 収集 (略)</p> <p>(2) 伝達</p> <p>総務部本部室班 (防災危機管理課) は、収集した情報を次のルートで伝達する。</p> <pre> graph LR A[総務部本部室班 (防災危機管理課)] --> B[消防庁] A --> C[関係対策部] A --> D[東京連絡部 (東京営業本部)] </pre>	<p>6 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報の収集・伝達 (3-2-27)</p> <p>(1) 収集 (略)</p> <p>(2) 伝達</p> <p>総務部本部室班 (防災危機管理課) は、収集した情報を次のルートで伝達する。</p> <pre> graph LR A[総務部本部室班 (防災危機管理課)] --> B[消防庁] A --> C[関係対策部] A --> D[東京連絡部 (東京事務所)] </pre>	誤記修正
<p>7 道路の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報の収集・伝達</p> <p>(1) 収集 (略)</p> <p>(2) 伝達</p> <p>総務部本部室班 (防災危機管理課) は、収集した情報を次のルートで伝達する。</p> <pre> graph LR A[総務部本部室班 (防災危機管理課)] --> B[消防庁] A --> C[関係対策部] A --> D[東京連絡部 (東京営業本部)] </pre>	<p>7 道路の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報の収集・伝達</p> <p>(1) 収集 (略)</p> <p>(2) 伝達</p> <p>総務部本部室班 (防災危機管理課) は、収集した情報を次のルートで伝達する。</p> <pre> graph LR A[総務部本部室班 (防災危機管理課)] --> B[消防庁] A --> C[関係対策部] A --> D[東京連絡部 (東京事務所)] </pre>	誤記修正
<p>8 港湾・漁港の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報の収集・伝達 (3-2-28)</p> <p>(1) 収集 (略)</p> <p>(2) 伝達</p> <p>総務部本部室班 (防災危機管理課) は、収集した情報を次のルートで伝達する。</p> <pre> graph LR A[総務部本部室班 (防災危機管理課)] --> B[消防庁] A --> C[関係対策部] A --> D[東京連絡部 (東京営業本部)] </pre>	<p>8 港湾・漁港の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報の収集・伝達 (3-2-28)</p> <p>(1) 収集 (略)</p> <p>(2) 伝達</p> <p>総務部本部室班 (防災危機管理課) は、収集した情報を次のルートで伝達する。</p> <pre> graph LR A[総務部本部室班 (防災危機管理課)] --> B[消防庁] A --> C[関係対策部] A --> D[東京連絡部 (東京事務所)] </pre>	誤記修正
<p>9 空港の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集・伝達</p> <p>(1) 収集 (略)</p> <p>(2) 伝達 (3-2-29)</p> <p>総務部本部室班 (防災危機管理課) は、収集した情報を次のルートで伝達する。</p> <pre> graph LR A[総務部本部室班 (防災危機管理課)] --> B[消防庁] A --> C[関係対策部] A --> D[東京連絡部 (東京営業本部)] </pre>	<p>9 空港の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集・伝達</p> <p>(1) 収集 (略)</p> <p>(2) 伝達 (3-2-29)</p> <p>総務部本部室班 (防災危機管理課) は、収集した情報を次のルートで伝達する。</p> <pre> graph LR A[総務部本部室班 (防災危機管理課)] --> B[消防庁] A --> C[関係対策部] A --> D[東京連絡部 (東京事務所)] </pre>	誤記修正

現 行	修 正 案	備 考																				
<p>1 0 鉄道の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集・伝達</p> <p>(1) 収集 (略)</p> <p>(2) 伝達</p> <p>総務部本部室班 (防災危機管理課) は、収集した情報を次のルートで伝達する。</p>  <p>1 1 電気、上下水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集及び伝達</p> <p>(1) 収集 (略)</p> <p>(2) 伝達</p> <p>総務部本部室班 (防災危機管理課) は、収集した情報を次のルートで伝達する。</p>  <p>第3節 通信運用計画</p> <p>第1項 通信の確保</p> <p>3 通信手段の確保が困難な場合</p> <p>(2) 防災関係機関の無線通信の利用 (3-2-32)</p>	<p>1 0 鉄道の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集・伝達</p> <p>(1) 収集 (略)</p> <p>(2) 伝達</p> <p>総務部本部室班 (防災危機管理課) は、収集した情報を次のルートで伝達する。</p>  <p>1 1 電気、上下水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集及び伝達</p> <p>(1) 収集 (略)</p> <p>(2) 伝達</p> <p>総務部本部室班 (防災危機管理課) は、収集した情報を次のルートで伝達する。</p>  <p>第3節 通信運用計画</p> <p>第1項 通信の確保</p> <p>3 通信手段の確保が困難な場合</p> <p>(2) 防災関係機関の無線通信の利用 (3-2-32)</p>	<p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p>																				
<table border="1" data-bbox="178 982 1329 2011"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>措 置 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="178 1029 391 1102">2 非常通信の利用</td> <td data-bbox="391 1029 1329 2011"> <p>(1) 非常通信の発受</p> <p>非常通信は、無線局の免許人自らが発信、受信するほか、<u>災害対策関係機関</u>からの依頼に応じて発信、受信する。</p> <table border="1" data-bbox="445 1144 1305 1428"> <tr> <td><u>災害対策関係機関</u></td> <td><u>ア 官庁 (公共企業体を含む) 及び地方自治体</u></td> </tr> <tr> <td><u>係機関</u></td> <td><u>イ 中央防災会議及び同事務局並びに非常対策本部、地方防災会議及び災害対策本部</u></td> </tr> <tr> <td><u>(専用電話使用に係る発受人と共通)</u></td> <td><u>ウ 全国都市消防長会</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>エ 電力会社</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>オ 地方鉄道会社</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>カ 非常通信協議会構成員</u></td> </tr> </table> <p>また、免許人は、<u>災害対策関係機関</u>以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信実施の是非について判断の上、発信する。</p> <p>(2) 非常通信協議会</p> <p>非常通信 (無線・有線) の利用を円滑、的確に実施するため、<u>免許人を構成機関とする</u>「非常通信協議会」が設置されている。</p> <p>ア 中央非常通信協議会 (会長：総務省総合通信基盤局長)</p> <p>イ 中国地方非常通信協議会 (会長：中国総合通信局長)</p> <p>(3) 非常通信利用に係る依頼文等</p> <p>次の方法により最寄りの無線局に「非常」と表示して差し出す。</p> <p>ア <u>電報頼信紙</u>又は適宜の用紙に、あて先の住所・氏名、電話番号、本文及び発信者の住所・氏名を記載すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事 項	措 置 事 項	2 非常通信の利用	<p>(1) 非常通信の発受</p> <p>非常通信は、無線局の免許人自らが発信、受信するほか、<u>災害対策関係機関</u>からの依頼に応じて発信、受信する。</p> <table border="1" data-bbox="445 1144 1305 1428"> <tr> <td><u>災害対策関係機関</u></td> <td><u>ア 官庁 (公共企業体を含む) 及び地方自治体</u></td> </tr> <tr> <td><u>係機関</u></td> <td><u>イ 中央防災会議及び同事務局並びに非常対策本部、地方防災会議及び災害対策本部</u></td> </tr> <tr> <td><u>(専用電話使用に係る発受人と共通)</u></td> <td><u>ウ 全国都市消防長会</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>エ 電力会社</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>オ 地方鉄道会社</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>カ 非常通信協議会構成員</u></td> </tr> </table> <p>また、免許人は、<u>災害対策関係機関</u>以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信実施の是非について判断の上、発信する。</p> <p>(2) 非常通信協議会</p> <p>非常通信 (無線・有線) の利用を円滑、的確に実施するため、<u>免許人を構成機関とする</u>「非常通信協議会」が設置されている。</p> <p>ア 中央非常通信協議会 (会長：総務省総合通信基盤局長)</p> <p>イ 中国地方非常通信協議会 (会長：中国総合通信局長)</p> <p>(3) 非常通信利用に係る依頼文等</p> <p>次の方法により最寄りの無線局に「非常」と表示して差し出す。</p> <p>ア <u>電報頼信紙</u>又は適宜の用紙に、あて先の住所・氏名、電話番号、本文及び発信者の住所・氏名を記載すること。</p>	<u>災害対策関係機関</u>	<u>ア 官庁 (公共企業体を含む) 及び地方自治体</u>	<u>係機関</u>	<u>イ 中央防災会議及び同事務局並びに非常対策本部、地方防災会議及び災害対策本部</u>	<u>(専用電話使用に係る発受人と共通)</u>	<u>ウ 全国都市消防長会</u>		<u>エ 電力会社</u>		<u>オ 地方鉄道会社</u>		<u>カ 非常通信協議会構成員</u>	<table border="1" data-bbox="1439 982 2591 2011"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>措 置 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1439 1029 1653 1102">2 非常通信の利用</td> <td data-bbox="1653 1029 2591 2011"> <p>(1) 非常通信の発受</p> <p>非常通信は、無線局の免許人自らが発信、受信するほか、<u>防災関係機関</u>からの依頼に応じて発信、受信する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>また、免許人は、<u>防災関係機関</u>以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信実施の是非について判断の上、発信する。</p> <p>(2) 非常通信協議会</p> <p>非常通信 (無線・有線) の利用を円滑、的確に実施するため、「非常通信協議会」が設置されている。</p> <p>ア 中央非常通信協議会 (会長：総務省総合通信基盤局長)</p> <p>イ 中国地方非常通信協議会 (会長：中国総合通信局長)</p> <p>(3) 非常通信利用に係る依頼文等</p> <p>次の方法により最寄りの無線局に「非常」と表示して差し出す。</p> <p>ア <u>非常通信用紙</u>又は適宜の用紙に、あて先の住所・氏名、電話番号、本文及び発信者の住所・氏名を記載すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事 項	措 置 事 項	2 非常通信の利用	<p>(1) 非常通信の発受</p> <p>非常通信は、無線局の免許人自らが発信、受信するほか、<u>防災関係機関</u>からの依頼に応じて発信、受信する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>また、免許人は、<u>防災関係機関</u>以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信実施の是非について判断の上、発信する。</p> <p>(2) 非常通信協議会</p> <p>非常通信 (無線・有線) の利用を円滑、的確に実施するため、「非常通信協議会」が設置されている。</p> <p>ア 中央非常通信協議会 (会長：総務省総合通信基盤局長)</p> <p>イ 中国地方非常通信協議会 (会長：中国総合通信局長)</p> <p>(3) 非常通信利用に係る依頼文等</p> <p>次の方法により最寄りの無線局に「非常」と表示して差し出す。</p> <p>ア <u>非常通信用紙</u>又は適宜の用紙に、あて先の住所・氏名、電話番号、本文及び発信者の住所・氏名を記載すること。</p>	<p>本編との整合</p>
事 項	措 置 事 項																					
2 非常通信の利用	<p>(1) 非常通信の発受</p> <p>非常通信は、無線局の免許人自らが発信、受信するほか、<u>災害対策関係機関</u>からの依頼に応じて発信、受信する。</p> <table border="1" data-bbox="445 1144 1305 1428"> <tr> <td><u>災害対策関係機関</u></td> <td><u>ア 官庁 (公共企業体を含む) 及び地方自治体</u></td> </tr> <tr> <td><u>係機関</u></td> <td><u>イ 中央防災会議及び同事務局並びに非常対策本部、地方防災会議及び災害対策本部</u></td> </tr> <tr> <td><u>(専用電話使用に係る発受人と共通)</u></td> <td><u>ウ 全国都市消防長会</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>エ 電力会社</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>オ 地方鉄道会社</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>カ 非常通信協議会構成員</u></td> </tr> </table> <p>また、免許人は、<u>災害対策関係機関</u>以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信実施の是非について判断の上、発信する。</p> <p>(2) 非常通信協議会</p> <p>非常通信 (無線・有線) の利用を円滑、的確に実施するため、<u>免許人を構成機関とする</u>「非常通信協議会」が設置されている。</p> <p>ア 中央非常通信協議会 (会長：総務省総合通信基盤局長)</p> <p>イ 中国地方非常通信協議会 (会長：中国総合通信局長)</p> <p>(3) 非常通信利用に係る依頼文等</p> <p>次の方法により最寄りの無線局に「非常」と表示して差し出す。</p> <p>ア <u>電報頼信紙</u>又は適宜の用紙に、あて先の住所・氏名、電話番号、本文及び発信者の住所・氏名を記載すること。</p>	<u>災害対策関係機関</u>	<u>ア 官庁 (公共企業体を含む) 及び地方自治体</u>	<u>係機関</u>	<u>イ 中央防災会議及び同事務局並びに非常対策本部、地方防災会議及び災害対策本部</u>	<u>(専用電話使用に係る発受人と共通)</u>	<u>ウ 全国都市消防長会</u>		<u>エ 電力会社</u>		<u>オ 地方鉄道会社</u>		<u>カ 非常通信協議会構成員</u>									
<u>災害対策関係機関</u>	<u>ア 官庁 (公共企業体を含む) 及び地方自治体</u>																					
<u>係機関</u>	<u>イ 中央防災会議及び同事務局並びに非常対策本部、地方防災会議及び災害対策本部</u>																					
<u>(専用電話使用に係る発受人と共通)</u>	<u>ウ 全国都市消防長会</u>																					
	<u>エ 電力会社</u>																					
	<u>オ 地方鉄道会社</u>																					
	<u>カ 非常通信協議会構成員</u>																					
事 項	措 置 事 項																					
2 非常通信の利用	<p>(1) 非常通信の発受</p> <p>非常通信は、無線局の免許人自らが発信、受信するほか、<u>防災関係機関</u>からの依頼に応じて発信、受信する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>また、免許人は、<u>防災関係機関</u>以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信実施の是非について判断の上、発信する。</p> <p>(2) 非常通信協議会</p> <p>非常通信 (無線・有線) の利用を円滑、的確に実施するため、「非常通信協議会」が設置されている。</p> <p>ア 中央非常通信協議会 (会長：総務省総合通信基盤局長)</p> <p>イ 中国地方非常通信協議会 (会長：中国総合通信局長)</p> <p>(3) 非常通信利用に係る依頼文等</p> <p>次の方法により最寄りの無線局に「非常」と表示して差し出す。</p> <p>ア <u>非常通信用紙</u>又は適宜の用紙に、あて先の住所・氏名、電話番号、本文及び発信者の住所・氏名を記載すること。</p>																					

現 行

第5節 広報計画

第1項 広報活動

1 広報の内容 (3-2-38)

広報内容は、概ね、次の内容が考えられる。各防災機関は、適時適切な広報を実施するものとする。

(1) 発災直後

- ア 津波・余震に関する情報
- イ 災害発生状況
- ウ 避難の指示・勧告

第2項 災害時の広報活動

3 情報、資料の収集及び広報資料の作成

(3) 災害広報の実施方法等 (3-2-42)

災害広報の実施概要は下記のとおりであるが、適時適切な判断のもと多様な広報手段を活用し実施するものであること。

広報対象	広 報 事 項	実施主体	広 報 手 段	備 考
国の関係省庁への広報	(1) 被害の状況 (2) 応急対策、応急救助の実施状況	県 指定地方行政機関・指定地方公共機関等	(1) ビデオ・映画等 (2) 写真・写真グラフ (3) 広報紙(誌) (4) スライド (5) 新聞スクラップ	<u>東京営業本部</u> 経由

第3章 救助・救急、医療等活動計画

第2節 医療等活動計画

第5項 医薬品・医療資器材の補給

1 医薬品等の供給体制 (3-3-12)

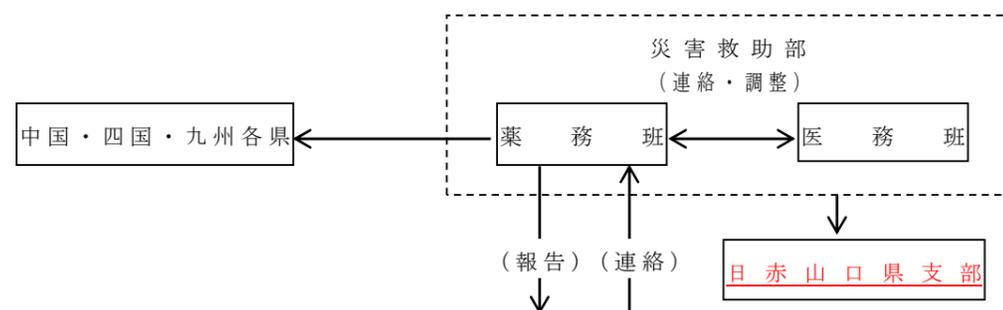
【県(健康福祉部)・市町・日赤山口県支部】

(追加)

(1) 医薬品等の使用及び補給経路

ア 緊急初動時の医療及び助産のために必要な医薬品、衛生材料及び医療機器は、当該業務に従事する医療機関の手持ち品を繰替使用する。

イ 補給体制 (3-3-13)



修 正 案

第5節 広報計画

第1項 広報活動

1 広報の内容 (3-2-38)

広報内容は、概ね、次の内容が考えられる。各防災機関は、適時適切な広報を実施するものとする。

(1) 発災直後

- ア 津波・余震に関する情報
- イ 災害発生状況
- ウ 避難の指示等

第2項 災害時の広報活動

3 情報、資料の収集及び広報資料の作成

(3) 災害広報の実施方法等 (3-2-42)

災害広報の実施概要は下記のとおりであるが、適時適切な判断のもと多様な広報手段を活用し実施するものであること。

広報対象	広 報 事 項	実施主体	広 報 手 段	備 考
国の関係省庁への広報	(1) 被害の状況 (2) 応急対策、応急救助の実施状況	県 指定地方行政機関・指定地方公共機関等	(1) ビデオ・映画等 (2) 写真・写真グラフ (3) 広報紙(誌) (4) スライド (5) 新聞スクラップ	<u>東京事務所</u> 経由

第3章 救助・救急、医療等活動計画

第2節 医療等活動計画

第5項 医薬品・医療資器材の補給

1 医薬品等の供給体制 (3-3-12)

【県(健康福祉部)・市町・山口県赤十字血液センター】

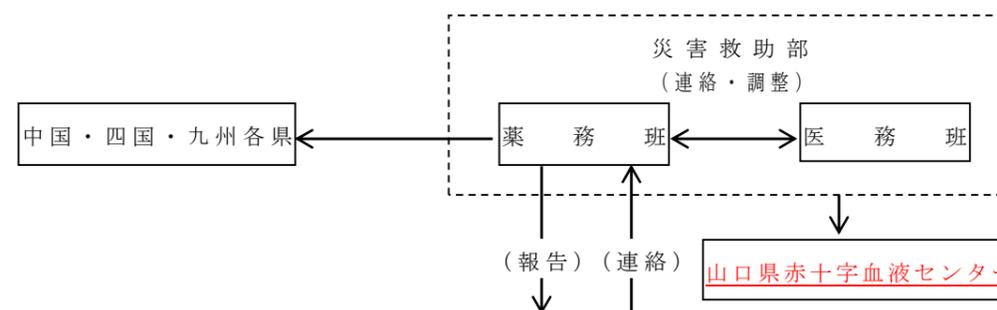
(1) 薬剤師の派遣要請

必要に応じ、県薬剤師会に対し、災害薬事コーディネーター及び薬剤管理班の派遣を要請する。

(2) 医薬品等の使用及び補給経路

ア 緊急初動時の医療及び助産のために必要な医薬品、衛生材料及び医療機器は、当該業務に従事する医療機関の手持ち品を繰替使用する。

イ 補給体制 (3-3-13)



備 考

災害対策基本法改正

誤記修正

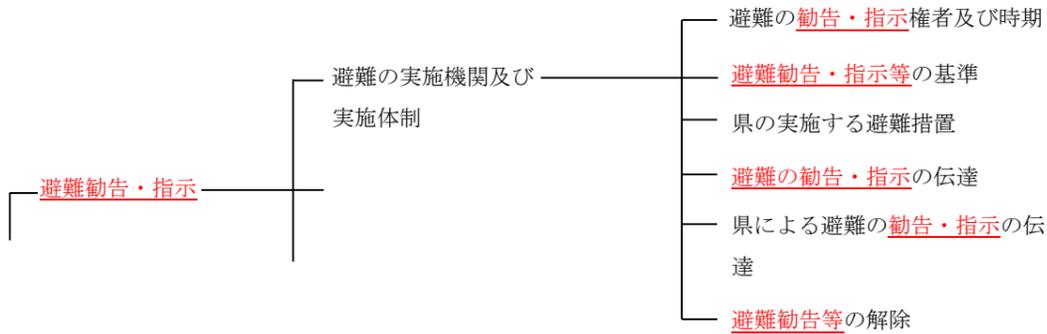
誤記修正
災害薬事コーディネーター等の配置

誤記修正

第4章 避難計画

基本的な考え方 (3-4-1)

地震発生時には、建物倒壊、延焼火災、がけ崩れ、津波等の発生による住民の避難が予想される。災害の拡大を防止するには、的確な避難対策が必要となることから、その対策について定める。



第1節 避難勧告・指示 (3-4-2)

第1項 避難の実施機関及び実施体制

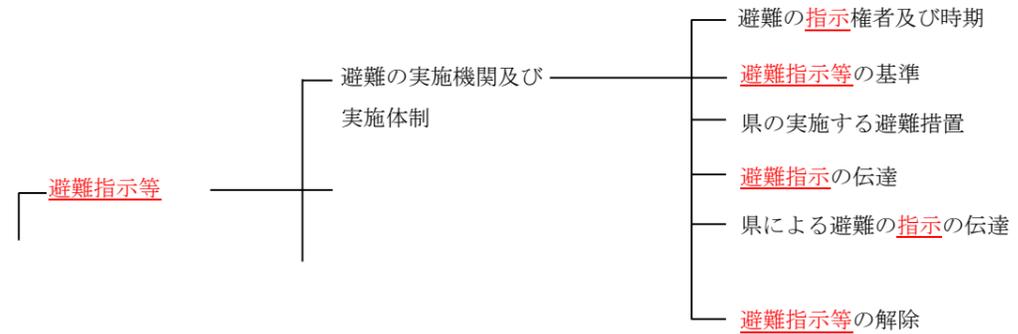
1 避難の勧告・指示権者及び時期

指示権者	勧告権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	勧告又は指示の対象	勧告又は指示の内容	取るべき措置
市町長 (委任を受けた 員又は消防職員)	市町長 (委任を受けた 員又は消防職員)	災対法 第60条 第1項	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・ <u>急を要すると認めるとき</u> ・避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及びおそれがあると認めるとき	必要と認める地域の <u>居住者、滞在者その他の者</u>	立退きの <u>勧告、指示</u> 立退き先の指示 <u>屋内での待避等の安全確保措置</u> の指示	県知事に報告(窓口防災危機管理課)
知事 (委任を受けた 員)		災対法 第60条 第6項	・災害が発生した場合において、当該災害により市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	<u>必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者</u>	<u>立退きの勧告、指示</u> <u>立退き先の指示</u>	事務代行の公示

第4章 避難計画

基本的な考え方 (3-4-1)

地震発生時には、建物倒壊、延焼火災、がけ崩れ、津波等の発生による住民の避難が予想される。災害の拡大を防止するには、的確な避難対策が必要となることから、その対策について定める。



第1節 避難指示 (3-4-2)

第1項 避難の実施機関及び実施体制

1 避難の指示権者及び時期 (3-4-2)

指示権者	(削除)	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の対象	指示の内容	取るべき措置
市町長 (委任を受けた 員又は消防職員)	(削除)	災対法 第60条 第1項	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき <u>(削除)</u> ・避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及びおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	必要と認める地域の <u>必要と認める居住者等</u>	立退きの <u>指示</u> 立退き先の指示 <u>緊急安全確保措置</u> の指示	県知事に報告(窓口防災危機管理課)
知事 (委任を受けた 員)	(削除)	災対法 第60条 第6項	・災害が発生した場合において、当該災害により市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	<u>同上</u>	<u>同上</u>	事務代行の公示

災害対策基本法改正

現 行							修 正 案							備 考
-----	--	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	--	-----

警 察 官		災対法 第61条 警察官職務 執行法 第4条	全災害 ・市町長が避難のための 立退き又は <u>屋内での待 避等の安全確保措置</u> を 指示することができな いと認めるとき又は市 町長から要求があった とき ・重大な被害が切迫した と認めるとき又は急を 要する場合において危 害を受けるおそれのあ る場合	同 上	立退き又は <u>屋内での待 避等の安全 確保措置</u> の 指示 警告を発す ること 必要な限度 で避難の指 示(特に急を要する 場合)	災対法第61 条による場 合は、市町 長に通知 (市町長は知事に報 告)
-------	--	--	--	-----	--	---

警 察 官	<u>(削除)</u>	災対法 第61条 警察官職務 執行法 第4条	全災害 ・市町長が避難のための 立退き又は <u>緊急安全確 保措置</u> を指示すること ができないと認めると き又は市町長から要求 があったとき ・重大な被害が切迫した と認めるとき又は急を 要する場合において危 害を受けるおそれのあ る場合	同 上	立退き又は <u>緊急安全確 保措置</u> の指 示 警告を発す ること 必要な限度 で避難の指 示(特に急を要する 場合)	災対法第61 条による場 合は、市町 長に通知 (市町長は知事に報 告)
-------	-------------	--	--	-----	---	---

(3-4-3)

指示権者	<u>勧告権者</u>	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	<u>勧告又は 指示</u> の対象	<u>勧告又は 指示</u> の内容	取るべき 措置
海上保安官		災対法 第61条 海上保安庁 法 第18条	全災害 ・市町長が避難のための 立退き又は <u>屋内での待 避等の安全確保措置</u> を 指示することができな いと認めるとき又は市 町長から要求があった とき ・天災事変等危険な事態 がある場合であって、 人の生命身体に危険が 及び、又は財産に重大 な損害を及ぼすおそれ があり、かつ急を要す るとき	必要と認め る地域の <u>居 住者、滞在 者その他の 者</u>	立退き又は <u>屋内での待 避等の安全 確保措置</u> の 指示 船舶の進行 、停止、指 定場所への 移動 乗組員、旅 客等の下船 、下船の禁 止 その他必要 な措置	災対法第61 条による場 合は、市町 長に通知 (市町長は知事に報 告)
自衛官		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
知事 (その命を受けた 県職員)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
知事 (その命を受けた県職 員) 水防管理 者		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注) 1 「勧告」とは、その地域の住民が、その「勧告」を尊重することを期待して、避難のための
立退きを勧め又は促す行為をいう。

(3-4-3)

指示権者	<u>(削除)</u>	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	<u>指示</u> の対象	<u>指示</u> の内容	取るべき 措置
海上保安官	<u>(削除)</u>	災対法 第61条 海上保安庁 法 第18条	全災害 ・市町長が避難のための 立退き又は <u>緊急安全確 保措置</u> を指示すること ができないと認めると き又は市町長から要求 があったとき ・天災事変等危険な事態 がある場合であって、 人の生命身体に危険が 及び、又は財産に重大 な損害を及ぼすおそれ があり、かつ急を要す るとき	必要と認め る地域の <u>必 要と認める 居住者等</u>	立退き又は <u>緊急安全確 保措置</u> の指 示 船舶の進行 、停止、指 定場所への 移動 乗組員、旅 客等の下船 、下船の禁 止 その他必要 な措置	災対法第61 条による場 合は、市町 長に通知 (市町長は知事に報 告)
自衛官	<u>(削除)</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
知事 (その命を受けた 県職員)	<u>(削除)</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
知事 (その命を受けた県職 員) 水防管理 者	<u>(削除)</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

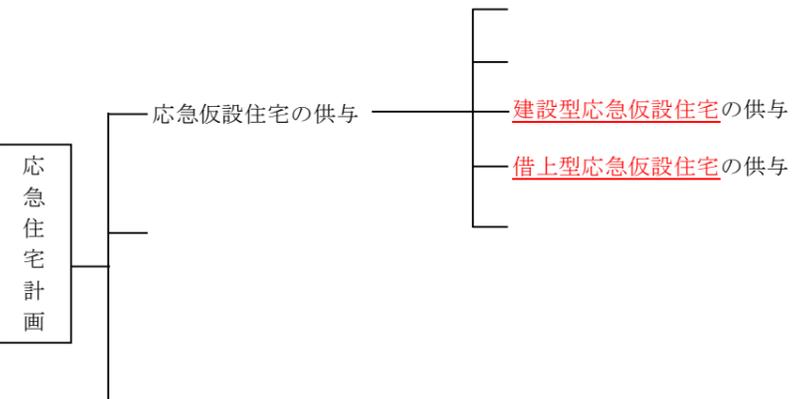
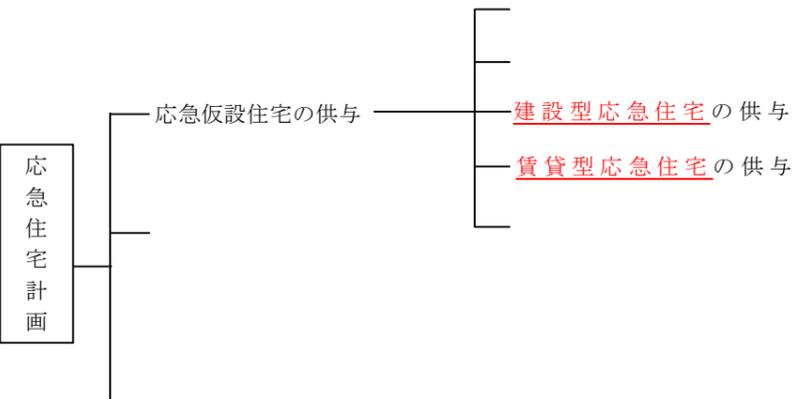
(削除)

現 行	修 正 案	備 考
<p><u>2 「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立退かせるためのものをいう。</u></p> <p>2 <u>避難勧告・指示等</u>の基準 避難の<u>勧告・指示</u>の基準は、あらかじめ市町長が、管内の地理的、社会的条件、発生する災害の想定に基づき、避難措置関係機関（警察署等）の協力を得て、市町防災計画に定める。 一般的な例示としては、次の事態を挙げることができる。</p> <p>(1)～(10) 避難の<u>勧告又は指示</u>の決定に際して最も重要なことは、災害情報の迅速かつ的確な収集と、その情報に基づく判断にある。 情報は、消防、警察に集中することが多いので、これらの機関と密接な連携を保つと同時に、地域住民の積極的な協力を得て実施する。 なお、市町は、指定地方行政機関又は県に対し、<u>避難指示（緊急）又は避難勧告</u>の対象地域、判断時期等について助言を求めることができる。</p> <p>3 県の実施する避難措置 （3-4-4） (1) 市町が行う避難誘導の指導・応援協力 災害が発生した場合、現地に派遣された県職員は、市町が行う避難誘導が円滑に行われるよう次の措置をとる。 ア 管内市町の<u>避難勧告・指示</u>の状況を把握し、総務部本部室班（防災危機管理課）に報告する。 イ 市町から資機材、人員の協力要請があった場合、必要な応援を行う。 ウ 市町から求めがあった場合、<u>避難指示（緊急）又は避難勧告</u>の対象地域、判断時期等について助言する。 なお、県は、時期を失することなく<u>避難勧告等</u>が発令されるよう、市町に積極的に助言するものとする。</p> <p>(2) 知事による避難の指示等の代行 知事は、県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための<u>立退きの勧告及び指示</u>に関する措置の全部又は一部を当該市町長に代わって実施するものとする。</p> <p>(3)～(4) （略）</p> <p>(5) 避難状況等に関する広報 総合企画部（<u>広報課</u>）は、避難状況等に関する情報を入手し、報道機関に対して広報を依頼し、一般住民に対して広報を行う。</p> <p>4 <u>避難の勧告・指示</u>の伝達 <u>避難の勧告又は指示</u>は、次の事項について、その内容を明らかにして実施する。 (1) <u>避難の勧告又は指示</u>を行った市町長等は、速やかに、その内容を市町防災行政無線、広報車、報道機関の協力等あらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し、周知する。避難の必要が無くなった場合も同様とする。 この場合、情報の伝わりにくい高齢者、障害者等への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。 (2) <u>避難</u>の伝達に当たっては、市町単独の組織のみでの対応では迅速・確実性に欠けるおそれがあるので、防災関係機関、特に警察、消防、放送局等の協力支援を得るものとする。 (3) 被災時における最も確実な伝達方法は、伝達員によるものであることから、伝達員による伝達方法をとる場合には、あらかじめ定められた地区分担により、伝達の徹底を図るものとする。</p> <p>5 県による<u>避難の勧告・指示</u>の伝達 県は震災対策編第3編第2章第2節「災害情報収集・伝達計画」により放送機関に対する放送要請等の方法により広域的、緊急の避難の<u>勧告・指示</u>を伝達する。</p> <p>6 <u>避難勧告等</u>の解除 <u>避難勧告等</u>の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p>	<p>2 <u>避難指示等</u>の基準 避難の<u>指示等</u>の基準は、あらかじめ市町長が、管内の地理的、社会的条件、発生する災害の想定に基づき、避難措置関係機関（警察署等）の協力を得て、市町防災計画に定める。 一般的な例示としては、次の事態を挙げることができる。<u>なお、避難情報に関するガイドライン（内閣府）も参考に発令基準を設定するものとする。</u></p> <p>(1)～(10) 避難の<u>指示等</u>の決定に際して最も重要なことは、災害情報の迅速かつ的確な収集と、その情報に基づく判断にある。 情報は、消防、警察に集中することが多いので、これらの機関と密接な連携を保つと同時に、地域住民の積極的な協力を得て実施する。 なお、市町は、指定地方行政機関又は県に対し、<u>避難指示</u>の対象地域、判断時期等について助言を求めることができる。</p> <p>3 県の実施する避難措置 （3-4-4） (1) 市町が行う避難誘導の指導・応援協力 災害が発生した場合、現地に派遣された県職員は、市町が行う避難誘導が円滑に行われるよう次の措置をとる。 ア 管内市町の<u>避難指示の発令</u>状況を把握し、総務部本部室班（防災危機管理課）に報告する。 イ 市町から資機材、人員の協力要請があった場合、必要な応援を行う。 ウ 市町から求めがあった場合、<u>避難指示等</u>の対象地域、判断時期等について助言する。なお、県は、時期を失することなく<u>避難指示等</u>が発令されるよう、市町に積極的に助言するものとする。</p> <p>(2) 知事による避難の指示等の代行 知事は、県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための<u>立退き又は緊急安全確保の指示</u>に関する措置の全部又は一部を当該市町長に代わって実施するものとする。</p> <p>(3)～(4) （略）</p> <p>(5) 避難状況等に関する広報 総合企画部（<u>広報広聴課</u>）は、避難状況等に関する情報を入手し、報道機関に対して広報を依頼し、一般住民に対して広報を行う。</p> <p>4 <u>避難指示等</u>の伝達 <u>避難指示等の発令</u>は、次の事項について、その内容を明らかにして実施する。 (1) <u>避難指示等の発令</u>を行った市町長等は、速やかに、その内容を市町防災行政無線、広報車、報道機関の協力等あらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し、周知する。避難の必要が無くなった場合も同様とする。 この場合、情報の伝わりにくい高齢者、障害者等への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。 (2) <u>避難指示等</u>の伝達に当たっては、市町単独の組織のみでの対応では迅速・確実性に欠けるおそれがあるので、防災関係機関、特に警察、消防、放送局等の協力支援を得るものとする。 (3) 被災時における最も確実な伝達方法は、伝達員によるものであることから、伝達員による伝達方法をとる場合には、あらかじめ定められた地区分担により、伝達の徹底を図るものとする。</p> <p>5 県による<u>避難指示等</u>の伝達 県は震災対策編第3編第2章第2節「災害情報収集・伝達計画」により放送機関に対する放送要請等の方法により広域的、緊急の避難の<u>指示</u>を伝達する。</p> <p>6 <u>避難指示等</u>の解除 <u>避難指示等</u>の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p>	<p>災害対策基本法改正</p> <p>誤記修正</p> <p>災害対策基本法改正</p>

現 行	修 正 案	備 考																
<p>第2項 警戒区域の設定</p> <p>3 警戒区域設定の伝達 (3-4-5)</p> <p>警戒区域の設定を行った者は、<u>避難の勧告又は指示</u>と同様、住民及び関係機関にその内容を伝達するものとする。</p> <p>第3項 避難誘導 (3-4-5)</p> <p>【市町・警察署・消防署・消防団・自主防災組織等】</p> <p><u>避難の勧告・指示</u>が出された場合、市町は、警察署及び消防署・消防団、自主防災組織等の協力を得て、一定の地域又は自治会(町内会)、事業所単位に集団の形成を図り、誘導員のもとに次により避難させる。</p> <p>第2節 避難所の設置運営</p> <p>第1項 避難所の開設・運営</p> <p>2 避難所の管理・運営 (3-4-6)</p> <p>(6) 避難所の運営に当たっては、照明、換気等の生活環境や情報伝達、さらには、避難が長期化する場合のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等<u>男女双方</u>の視点等に配慮する。</p> <p>特に、高齢者、障害者、妊産婦等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供等には十分配慮するとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ計画的に実施するものとする。</p> <p>第2項 避難所に収容する被災者の範囲</p> <p>2 災害によって現に被害を受けるおそれがある者 (3-4-6)</p> <p>(1) <u>避難勧告・指示</u>が発せられた場合</p> <p>(2) <u>避難勧告・指示</u>は発せられていないが、緊急に避難する必要がある場合</p> <p>第6章 応援要請計画</p> <p>第1節 相互応援協力計画</p> <p>第2項 防災関係機関相互協力</p> <p>1 相互協力体制</p> <p>(2) 県がとる相互協力措置 (3-6-4)</p> <p>エ 知事は、被災市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、被災市町が実施すべき応急措置のうち特に急を要する重大な事項について、被災市町長に代わって実施することになる。</p> <table border="1" data-bbox="231 1457 1329 1619"> <tr> <td>特に急を要する応急処置</td> <td>1 災対法第60条<u>第5項</u>(避難の指示等) 2~4 (略)</td> </tr> </table> <p>第2節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第1項 災害派遣要請の範囲と対象となる災害</p> <p>2 災害派遣の範囲</p> <p>(2) 災害派遣時に実施する活動内容 (3-6-10)</p> <table border="1" data-bbox="213 1818 1329 2020"> <thead> <tr> <th>救助活動区分</th> <th>活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況の把握</td> <td>車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握</td> </tr> <tr> <td>避難の援助</td> <td><u>避難勧告・指示</u>が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助</td> </tr> </tbody> </table>	特に急を要する応急処置	1 災対法第60条 <u>第5項</u> (避難の指示等) 2~4 (略)	救助活動区分	活 動 内 容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握	避難の援助	<u>避難勧告・指示</u> が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助	<p>第2項 警戒区域の設定</p> <p>3 警戒区域設定の伝達 (3-4-5)</p> <p>警戒区域の設定を行った者は、<u>避難指示等</u>と同様、住民及び関係機関にその内容を伝達するものとする。</p> <p>第3項 避難誘導 (3-4-5)</p> <p>【市町・警察署・消防署・消防団・自主防災組織等】</p> <p><u>避難指示等</u>が出された場合、市町は、警察署及び消防署・消防団、自主防災組織等の協力を得て、一定の地域又は自治会(町内会)、事業所単位に集団の形成を図り、誘導員のもとに次により避難させる。</p> <p>第2節 避難所の設置運営</p> <p>第1項 避難所の開設・運営</p> <p>2 避難所の管理・運営 (3-4-6)</p> <p>(6) 避難所の運営に当たっては、照明、換気等の生活環境や情報伝達、さらには、避難が長期化する場合のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等<u>多様な主体</u>の視点等に配慮する。</p> <p>特に、高齢者、障害者、妊産婦等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供等には十分配慮するとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ計画的に実施するものとする。</p> <p>第2項 避難所に収容する被災者の範囲</p> <p>2 災害によって現に被害を受けるおそれがある者 (3-4-6)</p> <p>(1) <u>避難指示等</u>が発せられた場合</p> <p>(2) <u>避難指示等</u>は発せられていないが、緊急に避難する必要がある場合</p> <p>第6章 応援要請計画</p> <p>第1節 相互応援協力計画</p> <p>第2項 防災関係機関相互協力</p> <p>1 相互協力体制</p> <p>(2) 県がとる相互協力措置 (3-6-4)</p> <p>エ 知事は、被災市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、被災市町が実施すべき応急措置のうち特に急を要する重大な事項について、被災市町長に代わって実施することになる。</p> <table border="1" data-bbox="1495 1457 2594 1619"> <tr> <td>特に急を要する応急処置</td> <td>1 災対法第60条<u>第6項</u>(避難の指示等) 2~4 (略)</td> </tr> </table> <p>第2節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第1項 災害派遣要請の範囲と対象となる災害</p> <p>2 災害派遣の範囲</p> <p>(2) 災害派遣時に実施する活動内容 (3-6-10)</p> <table border="1" data-bbox="1478 1818 2594 2020"> <thead> <tr> <th>救助活動区分</th> <th>活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況の把握</td> <td>車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握</td> </tr> <tr> <td>避難の援助</td> <td><u>避難指示等</u>が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助</td> </tr> </tbody> </table>	特に急を要する応急処置	1 災対法第60条 <u>第6項</u> (避難の指示等) 2~4 (略)	救助活動区分	活 動 内 容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握	避難の援助	<u>避難指示等</u> が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助	<p>災害対策基本法改正</p> <p>第5次男女共同参画基本計画や「避難所運営マニュアル作成のための基本指針」等との整合</p> <p>災害対策基本法改正</p> <p>誤記修正</p> <p>災害対策基本法改正</p>
特に急を要する応急処置	1 災対法第60条 <u>第5項</u> (避難の指示等) 2~4 (略)																	
救助活動区分	活 動 内 容																	
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握																	
避難の援助	<u>避難勧告・指示</u> が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助																	
特に急を要する応急処置	1 災対法第60条 <u>第6項</u> (避難の指示等) 2~4 (略)																	
救助活動区分	活 動 内 容																	
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握																	
避難の援助	<u>避難指示等</u> が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助																	

現 行	修 正 案	備 考						
<p>第7章 緊急輸送計画</p> <p>基本的な考え方 (3-7-1)</p> <p>災害発生時において、救出・救助活動、消火活動、救援物資・要員輸送等各種の災害応急対策活動の実施に当たって、緊急輸送の果たす役割は極めて重要である。</p> <p>緊急輸送の確保は、情報の収集・伝達と並んであらゆる災害応急対策活動の基盤であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、輸送車両等の確保について定める。</p> <div style="margin-left: 40px;"> </div> <p>第1節 緊急輸送ネットワークの整備</p> <p>第1項 緊急輸送道路等緊急輸送施設の指定</p> <p>1 緊急輸送施設等の指定 (3-7-2)</p> <p>(1) 道 路</p> <p>県は、県庁、広域輸送拠点、市町村庁舎及び隣接県並びに災害拠点病院等とを接続し、また、これを補完する道路を緊急輸送道路として指定する。</p> <p>指定基準</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 救援物資等の備蓄倉庫及び集積地点を結ぶ道路</u></p> <p>オ その他主要な道路</p> <p>第3項 <u>広域輸送拠点</u>の整備 (3-7-2)</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>4 県外拠点の確保</u></p> <p>第4節 災害救助法による輸送基準</p> <p>第1項 輸送の範囲 (3-7-7)</p> <p>【市町・県(厚政課・関係各課)】</p> <p>救助法による救助実施のための輸送の範囲は、次のとおりである。</p> <p>1 <u>罹災者</u>を避難させるための輸送</p> <p>市町長、警察官等避難指示者の指示に基づき、長距離避難等を行う場合の輸送。</p> <p>2 医療及び助産のための輸送</p> <p>(1) 重症患者で救護班で処理できない場合等の病院又は産院への輸送。</p> <p>(2) 救護班が仮設する診療所等への入院又は通院のための輸送。</p> <p>(3) 救護班の人員輸送。</p>	<p>第7章 緊急輸送計画</p> <p>基本的な考え方 (3-7-1)</p> <p>災害発生時において、救出・救助活動、消火活動、救援物資・要員輸送等各種の災害応急対策活動の実施に当たって、緊急輸送の果たす役割は極めて重要である。</p> <p>緊急輸送の確保は、情報の収集・伝達と並んであらゆる災害応急対策活動の基盤であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、輸送車両等の確保について定める。</p> <div style="margin-left: 40px;"> </div> <p>第1節 緊急輸送ネットワークの整備</p> <p>第1項 緊急輸送道路等緊急輸送施設の指定</p> <p>1 緊急輸送施設等の指定 (3-7-2)</p> <p>(1) 道 路</p> <p>県は、県庁、広域輸送拠点、市町村庁舎及び隣接県並びに災害拠点病院等とを接続し、また、これを補完する道路を緊急輸送道路として指定する。</p> <p>指定基準</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>エ 救援物資等の備蓄倉庫及び集積地点<u>や他県等からの応援部隊が被災地において部隊の指揮、宿営等を行う拠点を結ぶ道路</u></p> <p>オ その他主要な道路</p> <p>第3項 <u>広域輸送拠点等</u>の整備 (3-7-2)</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4 防災機能を有する施設(サービスエリア、道の駅等)の整備</u></p> <p><u>被災地における他県等からの応援部隊の活動拠点を確保するまでの間などに、その集合地点や活動拠点として活用する施設を整備する。</u></p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>所在地</th> <th>管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>道の駅「ソレーネ周南」</u></td> <td><u>周南市大字戸田</u></td> <td><u>国土交通省</u> <u>周南 市</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>5 県外拠点の確保</u></p> <p>第4節 災害救助法による輸送基準</p> <p>第1項 輸送の範囲 (3-7-7)</p> <p>【市町・県(厚政課・関係各課)】</p> <p>救助法による救助実施のための輸送の範囲は、次のとおりである。</p> <p>1 <u>被災者</u>を避難させるための輸送</p> <p>市町長、警察官等避難指示者の指示に基づき、長距離避難等を行う場合の輸送。</p> <p>2 医療及び助産のための輸送</p> <p>(1) 重症患者で救護班で処理できない場合等の病院又は産院への輸送。</p> <p>(2) 救護班が仮設する診療所等への入院又は通院のための輸送。</p> <p>(3) 救護班の人員輸送。</p>	施設名称	所在地	管理者	<u>道の駅「ソレーネ周南」</u>	<u>周南市大字戸田</u>	<u>国土交通省</u> <u>周南 市</u>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>呼称統一及び呼称変更</p>
施設名称	所在地	管理者						
<u>道の駅「ソレーネ周南」</u>	<u>周南市大字戸田</u>	<u>国土交通省</u> <u>周南 市</u>						

現 行	修 正 案	備 考				
<p>3 罹災者の救出のための輸送 救出された罹災者の輸送及び救出のための必要な人員、資材等の輸送。</p> <p>4 飲料水供給のための輸送 飲料水の輸送及び確保のために必要な人員、ろ水器その他の機械器具、資材等の輸送。</p> <p>5 救済用物資の輸送 罹災者に支給する被服、寝具、その他の生活必需品、炊出用食料、薪炭、学用品、医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送。</p> <p>6 遺体の捜索のための輸送 (1) 遺体処理のための救護班員等の人員の輸送及び遺体の処置のための衛生材料の輸送。 (2) 遺体を移動させるための遺体の輸送及びこれに伴う必要な人員の輸送。</p> <p>第8章 災害救助法の適用計画 基本的な考え方 (3-8-1) 地震等による大規模災害が発生した場合、被災者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図るため、県及び市町は応急的、かつ一時的な救助対策を実施することになる。 この救助対策を迅速かつ的確、円滑に実施するため、災害救助法が定められており、各応急対策の中でそれぞれ実施されるものであるが、これの運用取扱等について必要な事項を定める。</p> <div data-bbox="350 919 1311 1142" data-label="Diagram"> </div> <p>第1節 災害救助法の適用 第2項 適用手続き (3-8-4) 1 適用手続きに係る処理事項 救助法を適用するに当たって、市町長及び知事が行う報告等に係る事務処理は、下記によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="249 1377 1294 1541"> <tr> <td>(1) 報 告</td> <td>ア 市町長 (ア)～(イ) (略) (ウ) 報告内容 罹災総数・人的被害・住家の被害及び非住家の被害 (エ)～(オ) (略)</td> </tr> </table> <p>第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画 第1節 食料供給計画 第1項 食料の供給体制 (3-9-2) 応急用食料の供給は、市町を実施機関とし、県は、被災市町の要請を受け、主食である米穀を中心に、必要により副食等についても供給する。 なお、食糧の不足状況や入出荷の管理等については、総合防災情報システムの救援物資管理機能を活用する。</p> <p>第3節 生活必需品等の供給計画 第1項 生活必需品等の供給体制 (3-9-8) 生活必需品等の不足状況や入出荷の管理等については、総合防災情報システムの救援物資管理機能を活用する。</p>	(1) 報 告	ア 市町長 (ア)～(イ) (略) (ウ) 報告内容 罹災総数 ・人的被害・住家の被害及び非住家の被害 (エ)～(オ) (略)	<p>3 被災者の救出のための輸送 救出された被災者の輸送及び救出のための必要な人員、資材等の輸送。</p> <p>4 飲料水供給のための輸送 飲料水の輸送及び確保のために必要な人員、ろ水器その他の機械器具、資材等の輸送。</p> <p>5 救済用物資の輸送 被災者に支給する被服、寝具、その他の生活必需品、炊出用食料、薪炭、学用品、医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送。</p> <p>6 遺体の捜索のための輸送 (1) 遺体処理のための救護班員等の人員の輸送及び遺体の処置のための衛生材料の輸送。 (2) 遺体を移動させるための遺体の輸送及びこれに伴う必要な人員の輸送。</p> <p>第8章 災害救助法の適用計画 基本的な考え方 (3-8-1) 地震等による大規模災害が発生した場合、被災者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図るため、県及び市町は応急的、かつ一時的な救助対策を実施することになる。 この救助対策を迅速かつ的確、円滑に実施するため、災害救助法が定められており、各応急対策の中でそれぞれ実施されるものであるが、これの運用取扱等について必要な事項を定める。</p> <div data-bbox="1614 919 2576 1142" data-label="Diagram"> </div> <p>第1節 災害救助法の適用 第2項 適用手続き (3-8-4) 1 適用手続きに係る処理事項 救助法を適用するに当たって、市町長及び知事が行う報告等に係る事務処理は、下記によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1513 1377 2558 1541"> <tr> <td>(1) 報 告</td> <td>ア 市町長 (ア)～(イ) (略) (ウ) 報告内容 被災総数・人的被害・住家の被害及び非住家の被害 (エ)～(オ) (略)</td> </tr> </table> <p>第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画 第1節 食料供給計画 第1項 食料の供給体制 (3-9-2) 応急用食料の供給は、市町を実施機関とし、県は、被災市町の要請を受け、主食である米穀を中心に、必要により副食等についても供給する。 なお、食糧の不足状況や入出荷の管理等については、物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。</p> <p>第3節 生活必需品等の供給計画 第1項 生活必需品等の供給体制 (3-9-8) 生活必需品等の不足状況や入出荷の管理等については、物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。</p>	(1) 報 告	ア 市町長 (ア)～(イ) (略) (ウ) 報告内容 被災総数 ・人的被害・住家の被害及び非住家の被害 (エ)～(オ) (略)	<p>呼称統一及び呼称変更</p> <p>システム運用開始</p>
(1) 報 告	ア 市町長 (ア)～(イ) (略) (ウ) 報告内容 罹災総数 ・人的被害・住家の被害及び非住家の被害 (エ)～(オ) (略)					
(1) 報 告	ア 市町長 (ア)～(イ) (略) (ウ) 報告内容 被災総数 ・人的被害・住家の被害及び非住家の被害 (エ)～(オ) (略)					

現 行	修 正 案	備 考
<p>第11章 応急住宅計画 基本的な考え方 (3-11-1)</p>  <p>第1節 応急仮設住宅の供与 第2項 応急仮設住宅の供与 (3-11-2)</p> <p>1 供与の目的 公営住宅等の提供では不足する場合には、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対して知事(委任を受けた市町長)は、救助法の規定に基づき建設(以下「<u>建設型応急仮設住宅</u>」という。)又は民間賃貸住宅等を借上げ(以下「<u>借上型応急仮設住宅</u>」という。)ることにより応急仮設住宅を供与する。</p> <p>2 応急仮設住宅に収容する<u>罹災者</u>の条件</p> <p>(3-11-3)</p> <p>3 対象者及び入居予定者の選定</p> <p>(1) 対象者の把握及び入居予定者の選考の業務は、市町長が行う。</p> <p>(2) 入居資格については、2「応急住宅に収容する<u>罹災者</u>の条件」に掲げる者とするが、選考に当たっては、高齢者、障害者等災害時要援護者世帯に配慮すること。</p> <p>(3) 市町長は、民生委員の意見を聴くなど<u>罹災者</u>の資力その他の生活条件を十分調査して選定する。</p> <p>(4) 入居者の決定は、市町長にその職務を委任した場合を除き、知事が行う。</p> <p>4 応急仮設住宅の管理等</p> <p>(1) <u>建設型応急仮設住宅</u></p> <p>ア 県(厚政課)が市町に委託し、市町長が公営住宅に準じて維持管理する。</p> <p>イ 供与できる期間は、建築工事が完成した日から2ヵ年以内とする。</p> <p>(2) <u>借上型応急仮設住宅</u></p> <p>ア 県(厚政課)が民間賃貸住宅の所有者と定期建物賃貸借契約を締結した上で供与する。</p> <p>イ 供与期間は原則2年以内で県が定める期間とする。</p> <p>ウ 県(厚政課)は、入居契約等転貸借に関する事務を市町に委任する。</p> <p>第3項 <u>建設型応急仮設住宅</u></p> <p>第4項 <u>借上型応急仮設住宅</u> (3-11-4)</p>	<p>第11章 応急住宅計画 基本的な考え方 (3-11-1)</p>  <p>第1節 応急仮設住宅の供与 第2項 応急仮設住宅の供与 (3-11-2)</p> <p>1 供与の目的 公営住宅等の提供では不足する場合には、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対して知事(委任を受けた市町長)は、救助法の規定に基づき建設(以下「<u>建設型応急住宅</u>」という。)又は民間賃貸住宅等を借上げ(以下「<u>賃貸型応急住宅</u>」という。)ることにより応急仮設住宅を供与する。</p> <p>2 応急仮設住宅に収容する<u>被災者</u>の条件</p> <p>(3-11-3)</p> <p>3 対象者及び入居予定者の選定</p> <p>(1) 対象者の把握及び入居予定者の選考の業務は、市町長が行う。</p> <p>(2) 入居資格については、2「応急住宅に収容する<u>被災者</u>の条件」に掲げる者とするが、選考に当たっては、高齢者、障害者等災害時要援護者世帯に配慮すること。</p> <p>(3) 市町長は、民生委員の意見を聴くなど<u>被災者</u>の資力その他の生活条件を十分調査して選定する。</p> <p>(4) 入居者の決定は、市町長にその職務を委任した場合を除き、知事が行う。</p> <p>4 応急仮設住宅の管理等</p> <p>(1) <u>建設型応急住宅</u></p> <p>ア 県(厚政課)が市町に委託し、市町長が公営住宅に準じて維持管理する。</p> <p>イ 供与できる期間は、建築工事が完成した日から2ヵ年以内とする。</p> <p>(2) <u>賃貸型応急住宅</u></p> <p>ア 県(厚政課)が民間賃貸住宅の所有者と定期建物賃貸借契約を締結した上で供与する。</p> <p>イ 供与期間は原則2年以内で県が定める期間とする。</p> <p>ウ 県(厚政課)は、入居契約等転貸借に関する事務を市町に委任する。</p> <p>第3項 <u>建設型応急住宅</u></p> <p>第4項 <u>賃貸型応急住宅</u> (3-11-4)</p>	<p>呼称統一及び呼称変更</p>

現 行	修 正 案	備 考								
<p>第12章 水防・消防、危険物等対策計画</p> <p>第1節 水防活動計画</p> <p>第2項 水防活動</p> <p>1 実施機関 (3-12-4)</p> <p>(1) 水防管理団体及び市町の措置</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 水防活動に当たっては、ダム、堤防等の施設の管理者、警察、海上保安部、消防、県等の防災関係機関と連携を密にし、住民を二次災害から守ることを重点に、必要な措置（<u>避難勧告</u>、避難誘導等）及び応急水防対策を講ずる。</p> <p>第3節 危険物・高圧ガス・毒物劇物等災害対策計画</p> <p>第1項 石油類等の危険物</p> <p>(3-12-10)</p> <table border="1" data-bbox="163 682 1329 1039"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>措置内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事（消防本部未設置市町）又は市町長（消防機関）</td> <td>1～2 (略) 3 広報・警戒区域・<u>避難勧告・避難指示</u>（市町・市町消防機関） (1) 周辺住民に対し、危険物関係施設の災害の状況・避難の必要の有無について、適切な広報活動を行う。 (2) 危険物関係施設の火災・爆発、危険物の漏えい等により周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び<u>避難勧告・避難指示等</u>の必要な措置を講じる。 4 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第13章 災害警備計画</p> <p>第2節 海上警備対策</p> <p>第1項 治安の維持 (3-13-4)</p> <p>管区海上保安本部・海上保安部署は、<u>海上交通の安全を確保するため、次の措置を講じるものとする。</u></p> <p>1～2 (略)</p> <p><u>3 治安の維持に必要な情報の収集を行うものとする。</u></p> <p>第14章 要配慮者支援計画</p> <p>基本的な考え方 (3-14-1)</p> <p>震災時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災直後の避難からその後の生活に至るまでの各段階において、時間の経過とニーズに応じたきめ細かな支援策を保健・福祉施策等との連携のもとに、総合的に講じていく必要がある。</p> <p>このため、避難誘導、避難所の運営、保健福祉サービスの実施など、要配慮者に配慮する必要がある事項について定める。</p> <div data-bbox="557 1743 1210 1995"> <pre> graph LR A[避難誘導] --- B[避難勧告等の伝達] A --- C[避難誘導の方法] A --- D[移送の方法] A --- E[避難行動要支援者名簿の活用] </pre> </div>	実施者	措置内容	知事（消防本部未設置市町）又は市町長（消防機関）	1～2 (略) 3 広報・警戒区域・ <u>避難勧告・避難指示</u> （市町・市町消防機関） (1) 周辺住民に対し、危険物関係施設の災害の状況・避難の必要の有無について、適切な広報活動を行う。 (2) 危険物関係施設の火災・爆発、危険物の漏えい等により周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び <u>避難勧告・避難指示等</u> の必要な措置を講じる。 4 (略)	<p>第12章 水防・消防、危険物等対策計画</p> <p>第1節 水防活動計画</p> <p>第2項 水防活動</p> <p>1 実施機関 (3-12-4)</p> <p>(1) 水防管理団体及び市町の措置</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 水防活動に当たっては、ダム、堤防等の施設の管理者、警察、海上保安部、消防、県等の防災関係機関と連携を密にし、住民を二次災害から守ることを重点に、必要な措置（<u>避難指示等の発令</u>、避難誘導等）及び応急水防対策を講ずる。</p> <p>第3節 危険物・高圧ガス・毒物劇物等災害対策計画</p> <p>第1項 石油類等の危険物</p> <p>(3-12-10)</p> <table border="1" data-bbox="1430 682 2597 1039"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>措置内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事（消防本部未設置市町）又は市町長（消防機関）</td> <td>1～2 (略) 3 広報・警戒区域・<u>避難指示等</u>（市町・市町消防機関） (1) 周辺住民に対し、危険物関係施設の災害の状況・避難の必要の有無について、適切な広報活動を行う。 (2) 危険物関係施設の火災・爆発、危険物の漏えい等により周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び<u>避難指示等</u>の必要な措置を講じる。 4 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第13章 災害警備計画</p> <p>第2節 海上警備対策</p> <p>第1項 治安の維持 (3-13-4)</p> <p>管区海上保安本部・海上保安部署は、<u>海上における治安を維持するため、情報収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。</u></p> <p>1～2 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第14章 要配慮者支援計画</p> <p>基本的な考え方 (3-14-1)</p> <p>震災時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災直後の避難からその後の生活に至るまでの各段階において、時間の経過とニーズに応じたきめ細かな支援策を保健・福祉施策等との連携のもとに、総合的に講じていく必要がある。</p> <p>このため、避難誘導、避難所の運営、保健福祉サービスの実施など、要配慮者に配慮する必要がある事項について定める。</p> <div data-bbox="1825 1743 2478 1995"> <pre> graph LR A[避難誘導] --- B[避難指示等の伝達] A --- C[避難誘導の方法] A --- D[移送の方法] A --- E[避難行動要支援者名簿の活用] </pre> </div>	実施者	措置内容	知事（消防本部未設置市町）又は市町長（消防機関）	1～2 (略) 3 広報・警戒区域・ <u>避難指示等</u> （市町・市町消防機関） (1) 周辺住民に対し、危険物関係施設の災害の状況・避難の必要の有無について、適切な広報活動を行う。 (2) 危険物関係施設の火災・爆発、危険物の漏えい等により周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び <u>避難指示等</u> の必要な措置を講じる。 4 (略)	<p>災害対策基本法改正</p> <p>現行の「海上保安庁防災業務計画」に合わせる</p> <p>災害対策基本法改正</p>
実施者	措置内容									
知事（消防本部未設置市町）又は市町長（消防機関）	1～2 (略) 3 広報・警戒区域・ <u>避難勧告・避難指示</u> （市町・市町消防機関） (1) 周辺住民に対し、危険物関係施設の災害の状況・避難の必要の有無について、適切な広報活動を行う。 (2) 危険物関係施設の火災・爆発、危険物の漏えい等により周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び <u>避難勧告・避難指示等</u> の必要な措置を講じる。 4 (略)									
実施者	措置内容									
知事（消防本部未設置市町）又は市町長（消防機関）	1～2 (略) 3 広報・警戒区域・ <u>避難指示等</u> （市町・市町消防機関） (1) 周辺住民に対し、危険物関係施設の災害の状況・避難の必要の有無について、適切な広報活動を行う。 (2) 危険物関係施設の火災・爆発、危険物の漏えい等により周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び <u>避難指示等</u> の必要な措置を講じる。 4 (略)									

現 行	修 正 案	備 考
<p>第1節 避難誘導・避難所の管理等</p> <p>第1項 避難誘導 (3-14-2)</p> <p>1 <u>避難の勧告・指示</u>の伝達</p> <p><u>避難の勧告又は指示を行う</u>市町長等は、情報の伝わりにくい高齢者、障害者、外国人等への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。避難の必要がなくなった場合も同様とする。</p> <p>また、地理に不案内な外国人旅行者を含む観光客にも配慮するものとする。</p> <p>2 避難誘導の方法</p> <p><u>避難勧告・指示</u>が出された場合、市町は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等の協力を得て、地域住民を避難場所等に誘導するが、この場合、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等を優先して避難誘導する。</p> <p>第2節 保健・福祉対策</p> <p>第2項 保健対策 (3-14-4)</p> <p>被災者にとっては、心身の健康の確保が特に重要であるので、県及び市町は、<u>保健師</u>による次のような健康相談、精神保健活動等を実施する中で、高齢者、障害者等の健康管理に十分配慮する。</p> <p>第3項 福祉対策 (3-14-4)</p> <p>4 生活資金等の貸付</p> <p>県は、緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定を図るため、生活福祉資金特例貸付(<u>小口資金貸付制度</u>)の実施について国に要請するとともに、貸付主体である社会福祉協議会と連携した周知など、適切かつ速やかな対応を行う。</p> <p>また、生活福祉資金、母子・父子・寡婦福祉資金等の貸付支援措置を講じる。</p> <p>第15章 ボランティア活動支援計画</p> <p>第2節 専門ボランティアの支援体制</p> <p>第3項 県社会福祉協議会の対応 (3-15-3)</p> <p>県社会福祉協議会は、一般ボランティアの登録に併せ、専門ボランティアの登録を行うとともに、<u>登録内容を県災害救助部救助総務班に報告し、救助総務班は関係各班に報告する。</u></p> <p>第16章 応急教育計画</p> <p>第1節 文教対策</p> <p>第3項 児童生徒等の援助</p> <p>5 授業料等の減免及び学資貸与</p> <p>【県(教育庁教育政策課・学事文書課)】</p> <p>(1) 県立学校授業料等の減免等(<u>山口県使用料手数料条例施行規則</u>) (3-16-8)</p>	<p>第1節 避難誘導・避難所の管理等</p> <p>第1項 避難誘導 (3-14-2)</p> <p>1 <u>避難指示等</u>の伝達</p> <p><u>避難指示等を発令する</u>市町長等は、情報の伝わりにくい高齢者、障害者、外国人等への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。避難の必要がなくなった場合も同様とする。</p> <p>また、地理に不案内な外国人旅行者を含む観光客にも配慮するものとする。</p> <p>2 避難誘導の方法</p> <p><u>避難指示等</u>が出された場合、市町は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等の協力を得て、地域住民を避難場所等に誘導するが、この場合、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等を優先して避難誘導する。</p> <p>第2節 保健・福祉対策</p> <p>第2項 保健対策 (3-14-4)</p> <p>被災者にとっては、心身の健康の確保が特に重要であるので、県及び市町は、<u>保健師・栄養士等</u>による次のような健康相談、精神保健活動等を実施する中で、高齢者、障害者等の健康管理に十分配慮する。</p> <p>第3項 福祉対策 (3-14-4)</p> <p>4 生活資金等の貸付</p> <p>県は、緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定を図るため、生活福祉資金特例貸付の実施について国に要請するとともに、貸付主体である社会福祉協議会と連携した周知など、適切かつ速やかな対応を行う。</p> <p>また、生活福祉資金、母子・父子・寡婦福祉資金等の貸付支援措置を講じる。</p> <p>第15章 ボランティア活動支援計画</p> <p>第2節 専門ボランティアの支援体制</p> <p>第3項 県社会福祉協議会の対応 (3-15-3)</p> <p>県社会福祉協議会は、一般ボランティアの登録に併せ、専門ボランティアの登録を行うとともに、<u>専門ボランティアに関する各団体との連絡調整を行い、災害時に県災害救助部救助総務班が円滑に派遣できる体制の整備に努める。</u></p> <p>第16章 応急教育計画</p> <p>第1節 文教対策</p> <p>第3項 児童生徒等の援助</p> <p>5 授業料等の減免及び学資貸与</p> <p>【県(教育庁教育政策課・学事文書課)】</p> <p>(1) 県立学校授業料等の減免等(<u>山口県使用料手数料条例施行規則等</u>) (3-16-8)</p>	<p>災害対策基本法改正</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>「山口県災害ボランティア活動支援ネットワーク協議会」の活動の記載</p> <p>表現の適正化(大学で定める規程など)</p>

現 行	修 正 案	備 考																										
<p>第17章 ライフライン施設の応急復旧計画</p> <p>第1節 電力施設 (3-17-2)</p> <p>地震災害等により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生の防止及び被害の軽減、応急復旧に努める。このため、地震災害発生時の活動体制、応急対策、復旧対策に係る必要な事項を定める。</p> <p>【指定公共機関 (中国電力株)・県 (企業局)】</p> <p>第2項 中国電力株・中国電力ネットワーク株</p> <p>2 災害発生時の防災体制</p> <p>(1) 防災活動体制</p> <p>ア 防災体制の発令の考え方 (支社)</p> <table border="1" data-bbox="252 577 1308 745"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>発 令 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警 戒 体 制 (災害準備対策室)</td> <td>・台風等が接近し、担当区域に<u>一定</u>の被害が予測される場合 ・複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 ・非常体制が発令された事業所がある場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) <u>災害対策室</u>の構成及び任務 中国電力株及び中国電力ネットワーク株の社内規程に基づき、別に定める。</p> <p>(3) 防災体制時の情報連絡経路</p> <p>ア 支社に特別非常体制が発令された場合の情報連絡経路は、次による。 イ 電気事業法、災対法、河川法及び電波法等に基づく報告は、原則として、業務分掌によって行う。 ウ 経済産業省を始め中央官庁並びに関係箇所は、<u>東京支社</u>が対応する。</p> <p>3 災害応急対策</p> <p>災害が発生し又は発生するおそれのある場合、迅速かつ的確に対処するため、<u>次のような</u>事項により応急対策を実施する。</p> <p>(3-17-3)</p> <table border="1" data-bbox="213 1222 1329 1906"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>対 応 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2) 災害時における災害に関係ある情報の収集</td> <td>ア 社内情報の収集は、<u>情報収集経路</u>による。 イ 社外からの情報は、災対法に定める各機関から適宜収集する。 ウ 隣接電力会社間の情報の収集・交換は、原則として各社通信設備を利用する。</td> </tr> <tr> <td>(3) 災害時における県への情報伝達</td> <td>ア～イ (略) ウ 伝達系統図 (ア) 山口支社及び県に災害対策室・本部が設置された場合 (略) (イ) 山口支社に防災体制が発令されていない場合 ・時間内 (略) ・休日、時間外</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="557 1724 1291 1871" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 50%;">中国電力(株)山口支社 マネージャー (総務) TEL 090-5705-5384</td> <td style="text-align: center; width: 10%;">\longleftrightarrow</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">県(防災危機管理課) TEL 933-2390</td> </tr> </table> </div>	区 分	発 令 基 準	警 戒 体 制 (災害準備対策室)	・台風等が接近し、担当区域に <u>一定</u> の被害が予測される場合 ・複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 ・非常体制が発令された事業所がある場合	事 項	対 応 措 置	(2) 災害時における災害に関係ある情報の収集	ア 社内情報の収集は、 <u>情報収集経路</u> による。 イ 社外からの情報は、災対法に定める各機関から適宜収集する。 ウ 隣接電力会社間の情報の収集・交換は、原則として各社通信設備を利用する。	(3) 災害時における県への情報伝達	ア～イ (略) ウ 伝達系統図 (ア) 山口支社及び県に災害対策室・本部が設置された場合 (略) (イ) 山口支社に防災体制が発令されていない場合 ・時間内 (略) ・休日、時間外	中国電力(株)山口支社 マネージャー (総務) TEL 090-5705-5384	\longleftrightarrow	県(防災危機管理課) TEL 933-2390	<p>第17章 ライフライン施設の応急復旧計画</p> <p>第1節 電力施設 (3-17-2)</p> <p>地震災害等により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生の防止及び被害の軽減、応急復旧に努める。このため、地震災害発生時の活動体制、応急対策、復旧対策に係る必要な事項を定める。</p> <p>【指定公共機関 (中国電力株及び中国電力ネットワーク株)・県 (企業局)】</p> <p>第2項 中国電力株・中国電力ネットワーク株</p> <p>2 災害発生時の防災体制</p> <p>(1) 防災活動体制</p> <p>ア 防災体制の発令の考え方 (支社)</p> <table border="1" data-bbox="1516 577 2573 745"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>発 令 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警 戒 体 制 (災害準備対策室)</td> <td>・台風等が接近し、担当区域に<u>大規模な</u>被害が予測される場合 ・複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 ・非常体制が発令された事業所がある場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 構成及び任務 中国電力株及び中国電力ネットワーク株の社内規程に基づき、別に定める。</p> <p>(3) 防災体制時の情報連絡経路</p> <p>ア 支社に特別非常体制が発令された場合の情報連絡経路は、次による。 イ 電気事業法、災対法、河川法及び電波法等に基づく報告は、原則として、業務分掌によって行う。 ウ 経済産業省を始め中央官庁並びに関係箇所は、<u>中国電力株東京支社及び中国電力ネットワーク株東京事務所</u>が対応する。</p> <p>3 災害応急対策</p> <p>災害が発生し又は発生するおそれのある場合、迅速かつ的確に対処するため、<u>次の</u>事項により応急対策を実施する。</p> <p>(3-17-3)</p> <table border="1" data-bbox="1478 1222 2594 1906"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>対 応 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2) 災害時における災害に関係ある情報の収集</td> <td>ア 社内情報の収集は、<u>社内規程</u>による。 イ 社外からの情報は、災対法に定める各機関から適宜収集する。 ウ 隣接電力会社間の情報の収集・交換は、原則として各社通信設備を利用する。</td> </tr> <tr> <td>(3) 災害時における県への情報伝達</td> <td>ア～イ (略) ウ 伝達系統図 (ア) 山口支社及び県に災害対策室・本部が設置された場合 (略) (イ) 山口支社に防災体制が発令されていない場合 ・時間内 (略) ・休日、時間外</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="1819 1724 2552 1871" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 50%;">中国電力(株)山口支社 マネージャー (総務・地域協力) TEL 090-5705-5384</td> <td style="text-align: center; width: 10%;">\longleftrightarrow</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">県(防災危機管理課) TEL 933-2390</td> </tr> </table> </div>	区 分	発 令 基 準	警 戒 体 制 (災害準備対策室)	・台風等が接近し、担当区域に <u>大規模な</u> 被害が予測される場合 ・複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 ・非常体制が発令された事業所がある場合	事 項	対 応 措 置	(2) 災害時における災害に関係ある情報の収集	ア 社内情報の収集は、 <u>社内規程</u> による。 イ 社外からの情報は、災対法に定める各機関から適宜収集する。 ウ 隣接電力会社間の情報の収集・交換は、原則として各社通信設備を利用する。	(3) 災害時における県への情報伝達	ア～イ (略) ウ 伝達系統図 (ア) 山口支社及び県に災害対策室・本部が設置された場合 (略) (イ) 山口支社に防災体制が発令されていない場合 ・時間内 (略) ・休日、時間外	中国電力(株)山口支社 マネージャー (総務・地域協力) TEL 090-5705-5384	\longleftrightarrow	県(防災危機管理課) TEL 933-2390	<p>分社化に伴う指定公共機関の追加</p> <p>発令基準の見直し</p> <p>表現の適正化</p> <p>分社化に伴う指定公共機関の追加</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>組織改編</p>
区 分	発 令 基 準																											
警 戒 体 制 (災害準備対策室)	・台風等が接近し、担当区域に <u>一定</u> の被害が予測される場合 ・複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 ・非常体制が発令された事業所がある場合																											
事 項	対 応 措 置																											
(2) 災害時における災害に関係ある情報の収集	ア 社内情報の収集は、 <u>情報収集経路</u> による。 イ 社外からの情報は、災対法に定める各機関から適宜収集する。 ウ 隣接電力会社間の情報の収集・交換は、原則として各社通信設備を利用する。																											
(3) 災害時における県への情報伝達	ア～イ (略) ウ 伝達系統図 (ア) 山口支社及び県に災害対策室・本部が設置された場合 (略) (イ) 山口支社に防災体制が発令されていない場合 ・時間内 (略) ・休日、時間外																											
中国電力(株)山口支社 マネージャー (総務) TEL 090-5705-5384	\longleftrightarrow	県(防災危機管理課) TEL 933-2390																										
区 分	発 令 基 準																											
警 戒 体 制 (災害準備対策室)	・台風等が接近し、担当区域に <u>大規模な</u> 被害が予測される場合 ・複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 ・非常体制が発令された事業所がある場合																											
事 項	対 応 措 置																											
(2) 災害時における災害に関係ある情報の収集	ア 社内情報の収集は、 <u>社内規程</u> による。 イ 社外からの情報は、災対法に定める各機関から適宜収集する。 ウ 隣接電力会社間の情報の収集・交換は、原則として各社通信設備を利用する。																											
(3) 災害時における県への情報伝達	ア～イ (略) ウ 伝達系統図 (ア) 山口支社及び県に災害対策室・本部が設置された場合 (略) (イ) 山口支社に防災体制が発令されていない場合 ・時間内 (略) ・休日、時間外																											
中国電力(株)山口支社 マネージャー (総務・地域協力) TEL 090-5705-5384	\longleftrightarrow	県(防災危機管理課) TEL 933-2390																										

現 行	修 正 案	備 考																										
<p>第20章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第3節 南海トラフ地震の概要</p> <p>第2項 地震発生確率 (3-20-4)</p> <p>国の地震調査研究推進本部(文部科学省に設置)地震調査委員会では、今後の地震発生確率を次のとおり評価している。</p> <table border="1" data-bbox="181 317 1270 541"> <thead> <tr> <th rowspan="2">領 域 名</th> <th rowspan="2">長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)</th> <th colspan="3">地震発生確率</th> </tr> <tr> <th>10年以内</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ</td> <td>M8～M9クラス</td> <td>30%程度</td> <td>70～80%</td> <td>90%程度もしくはそれ以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2019年1月1日時点の評価</p> <p>第4節 地震発生時の応急対策等</p> <p>第1項 地震発生時の応急対策</p> <p>5 物資調達 (3-20-9)</p> <p>(4) 国は、発災後、被災府県からの具体的な要請を待たず、必要不可欠と見込まれる物資を調達し、緊急輸送を実施する計画であり、県は、国からの物資を受け入れ、各市町が設置する輸送拠点や避難所に向けて送り出すため、広域物資輸送拠点を開設する。</p> <p>ア 国計画の対象品目</p> <p>食料、毛布、<u>育児用調整粉乳</u>、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ</p> <p>6 輸送活動 (3-20-9)</p> <p>【震災対策編 第2編 第13章、第3編 第7章】に定めるところにより行うものとする。</p> <p>また、国の計画に基づき、災害応急対策活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確保するため、次の製油所・油槽所へのアクセス道路について、優先的に道路啓開を行う。</p> <p>(1) <u>JXTGエネルギー</u>麻里布製油所(和木町)</p> <p>第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>第3項 避難対策等 (3-20-10)</p> <p>3 市町は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、<u>避難指示・勧告</u>の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画の早期作成に努める。</p> <p>第5項 水道、下水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>3 電気 (3-20-11)</p> <p>(2) 指定公共機関<u>中国電力株式会社山口支社</u>が行う措置</p> <p>【震災対策編 第3編 第17章 第1節】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。</p> <p>5 放送 (3-20-12)</p> <p>(1) 指定公共機関日本放送協会山口放送局が行う措置</p> <p>【震災対策編 第3編 第2章 <u>第5節 第3項</u>】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。</p> <p>(2) 指定地方公共機関山口放送株式会社、テレビ山口株式会社、株式会社エフエム山口、山口朝日放送株式会社が行う措置</p> <p>【震災対策編 第3編 第2章 <u>第5節 第3項</u>】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。</p>	領 域 名	長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率			10年以内	30年以内	50年以内	南海トラフ	M8～M9クラス	30%程度	70～80%	90%程度もしくはそれ以上	<p>第20章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第3節 南海トラフ地震の概要</p> <p>第2項 地震発生確率 (3-20-4)</p> <p>国の地震調査研究推進本部(文部科学省に設置)地震調査委員会では、今後の地震発生確率を次のとおり評価している。</p> <table border="1" data-bbox="1442 317 2531 541"> <thead> <tr> <th rowspan="2">領 域 名</th> <th rowspan="2">長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)</th> <th colspan="3">地震発生確率</th> </tr> <tr> <th>10年以内</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ</td> <td>8～9クラス</td> <td>30%程度</td> <td>70～80%</td> <td>90%程度もしくはそれ以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2021年1月1日時点の評価</p> <p>第4節 地震発生時の応急対策等</p> <p>第1項 地震発生時の応急対策</p> <p>5 物資調達 (3-20-9)</p> <p>(4) 国は、発災後、被災府県からの具体的な要請を待たず、必要不可欠と見込まれる物資を調達し、緊急輸送を実施する計画であり、県は、国からの物資を受け入れ、各市町が設置する輸送拠点や避難所に向けて送り出すため、広域物資輸送拠点を開設する。</p> <p>ア 国計画の対象品目</p> <p>食料、毛布、<u>乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク</u>、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、<u>トイレトーパー</u>、<u>生理用品</u></p> <p>6 輸送活動 (3-20-9)</p> <p>【震災対策編 第2編 第13章、第3編 第7章】に定めるところにより行うものとする。</p> <p>また、国の計画に基づき、災害応急対策活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確保するため、次の製油所・油槽所へのアクセス道路について、優先的に道路啓開を行う。</p> <p>(1) <u>ENEOS(株)</u>麻里布製油所(和木町)</p> <p>第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>第3項 避難対策等 (3-20-10)</p> <p>3 市町は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、<u>避難指示</u>の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画の早期作成に努める。</p> <p>第5項 水道、下水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>3 電気 (3-20-11)</p> <p>(2) 指定公共機関<u>中国電力山口支社及び中国電力ネットワーク(株)山口ネットワークセンター</u>が行う措置</p> <p>【震災対策編 第3編 第17章 第1節】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。</p> <p>5 放送 (3-20-12)</p> <p>(1) 指定公共機関日本放送協会山口放送局が行う措置</p> <p>【震災対策編 第3編 第2章 <u>第4節、第5節</u>】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。</p> <p>(2) 指定地方公共機関山口放送株式会社、テレビ山口株式会社、株式会社エフエム山口、山口朝日放送株式会社が行う措置</p> <p>【震災対策編 第3編 第2章 <u>第4節、第5節</u>】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。</p>	領 域 名	長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率			10年以内	30年以内	50年以内	南海トラフ	8～9 クラス	30%程度	70～80%	90%程度もしくはそれ以上	<p>表記の適正化</p> <p>最新の評価時点に修正</p> <p>「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(令和2年5月29日)</p> <p>社名変更</p> <p>災害対策基本法改正</p> <p>分社化に伴う指定公共機関の追加</p> <p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p>
領 域 名			長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率																								
	10年以内	30年以内		50年以内																								
南海トラフ	M8～M9クラス	30%程度	70～80%	90%程度もしくはそれ以上																								
領 域 名	長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率																										
		10年以内	30年以内	50年以内																								
南海トラフ	8～9 クラス	30%程度	70～80%	90%程度もしくはそれ以上																								

現 行	修 正 案	備 考
<p>第6節 時間差発生等への対応</p> <p>第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>8 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>(2) 電気 (3-20-14)</p> <p>イ 指定公共機関中国電力株式会社山口支社が行う措置 必要な電力を供給する体制を確保するものとし、【震災対策編 第3編 第17章 第1節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。</p> <p>(5) 放送 (3-20-15)</p> <p>ア 指定公共機関日本放送協会山口放送局が行う措置 【震災対策編 第3編 第2章 第5節 第3項】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。</p> <p>イ 指定地方公共機関山口放送株式会社、テレビ山口株式会社、株式会社エフエム山口、山口朝日放送株式会社が 行う措置 【震災対策編 第3編 第2章 第5節 第3項】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。</p> <p>11 県自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策</p> <p>(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置 (3-20-16)</p> <p>ウ 県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。</p> <p>第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</p> <p>2 住民等に対する教育 (3-20-18)</p> <p>(11) 平素住民が実施しうる応急手当、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロックベいの倒壊防止等の対策の内容</p> <p>(12) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容</p> <p>第21章 津波災害応急対策計画 (3-21-1)</p> <p>津波からの避難は、住民自らが津波警報等の情報を把握し、迅速かつ主体的に避難することが最も重要であることから、住民等が円滑かつ安全に避難行動がとれるよう対策を定める。</p> <div data-bbox="231 1528 1044 1663"> <pre> graph LR A[「避難指示(緊急)」の伝達] --- B[「避難指示(緊急)」の発令] A --- C[「避難指示(緊急)」の伝達] A --- D[「避難指示(緊急)」の解除] </pre> </div> <p>第1節 「避難指示(緊急)」の伝達</p> <p>第1項 「避難指示(緊急)」の発令</p> <p>津波には、到達時間の極めて短いものから、到達までに相当の時間を要するものまでであるが、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことによって避難が遅れることのないよう、沿岸市町は、次の判断基準に基づき、いずれかの場合にただちに「避難指示(緊急)」を発令する。</p> <p>1 強い揺れ(震度4程度以上)もしくは長時間のゆっくりした揺れを感じて避難の必要を認める場合</p>	<p>第6節 時間差発生等への対応</p> <p>第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>8 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>(2) 電気 (3-20-14)</p> <p>イ 指定公共機関中国電力(株)山口支社及び中国電力ネットワーク(株)山口ネットワークセンターが行う措置 必要な電力を供給する体制を確保するものとし、【震災対策編 第3編 第17章 第1節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。</p> <p>(5) 放送 (3-20-15)</p> <p>ア 指定公共機関日本放送協会山口放送局が行う措置 【震災対策編 第3編 第2章 第4節、第5節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。</p> <p>イ 指定地方公共機関山口放送株式会社、テレビ山口株式会社、株式会社エフエム山口、山口朝日放送株式会社が 行う措置 【震災対策編 第3編 第2章 第4節、第5節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。</p> <p>11 県自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策</p> <p>(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置 (3-20-16)</p> <p>ウ 県は、市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。</p> <p>第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</p> <p>2 住民等に対する教育 (3-20-18)</p> <p>(11) 平素住民が実施しうる応急手当、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容</p> <p>(12) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容</p> <p>第21章 津波災害応急対策計画 (3-21-1)</p> <p>津波からの避難は、住民自らが津波警報等の情報を把握し、迅速かつ主体的に避難することが最も重要であることから、住民等が円滑かつ安全に避難行動がとれるよう対策を定める。</p> <div data-bbox="1498 1528 2231 1663"> <pre> graph LR A[「避難指示」の伝達] --- B[「避難指示」の発令] A --- C[「避難指示」の伝達] A --- D[「避難指示」の解除] </pre> </div> <p>第1節 「避難指示」の伝達</p> <p>第1項 「避難指示」の発令</p> <p>津波には、到達時間の極めて短いものから、到達までに相当の時間を要するものまでであるが、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことによって避難が遅れることのないよう、沿岸市町は、次の判断基準に基づき、いずれかの場合にただちに「避難指示」を発令する。</p> <p>1 強い揺れ(震度4程度以上)もしくは長時間のゆっくりした揺れを感じて避難の必要を認める場合</p>	<p>分社化に伴う指定公共機関の追加</p> <p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p> <p>表記の適正化</p> <p>表記の適正化</p> <p>災害対策基本法改正</p>

現 行

※ 沿岸近くで地震が発生した場合、極めて短時間で津波が到達することも考えられるので、津波被害が発生する地震の特徴をあらかじめ把握しておくとともに、地震発生後に津波に対する安全性が確認できない場合は、直ちに「避難指示（緊急）」を発令する必要がある。

2 大津波警報、津波警報又は津波注意報を覚知した場合

第2項 「避難指示（緊急）」の伝達

避難指示は、次の事項について、その内容を明らかにして実施する。

- 1 (略)
- 2 津波警報等に応じて自動的に「避難指示（緊急）」を発令する場合でも、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域の住民等に伝達する。

第3項 避難指示（緊急）の解除

当該津波予報区の津波警報等が解除されるまで、「避難指示（緊急）」の解除は行わない。

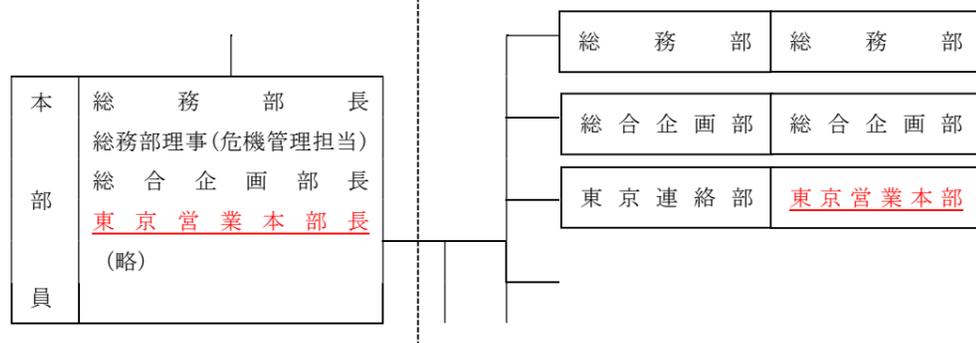
第4編 復旧・復興計画

第1章 復旧・復興活動計画

第1節 県の活動体制

第1項 被害復旧対策本部の設置

2 県本部の組織（4-1-2）



第2項 県本部の運営

2 部

(1) 部の構成（4-1-3）

部の名称	部を構成する組織	部長	副部长
総務部	総務部	総務部長	総務部次長
総合企画部	総合企画部	総合企画部長	総合企画部次長
東京連絡部 (略)	<u>東京営業本部</u> (略)	<u>東京営業本部長</u> (略)	<u>東京営業本部副本部長</u> (略)

修 正 案

※ 沿岸近くで地震が発生した場合、極めて短時間で津波が到達することも考えられるので、津波被害が発生する地震の特徴をあらかじめ把握しておくとともに、地震発生後に津波に対する安全性が確認できない場合は、直ちに「避難指示」を発令する必要がある。

2 大津波警報、津波警報又は津波注意報を覚知した場合

第2項 「避難指示」の伝達

避難指示は、次の事項について、その内容を明らかにして実施する。

- 1 (略)
- 2 津波警報等に応じて自動的に「避難指示」を発令する場合でも、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域の住民等に伝達する。

第3項 避難指示の解除

当該津波予報区の津波警報等が解除されるまで、「避難指示」の解除は行わない。

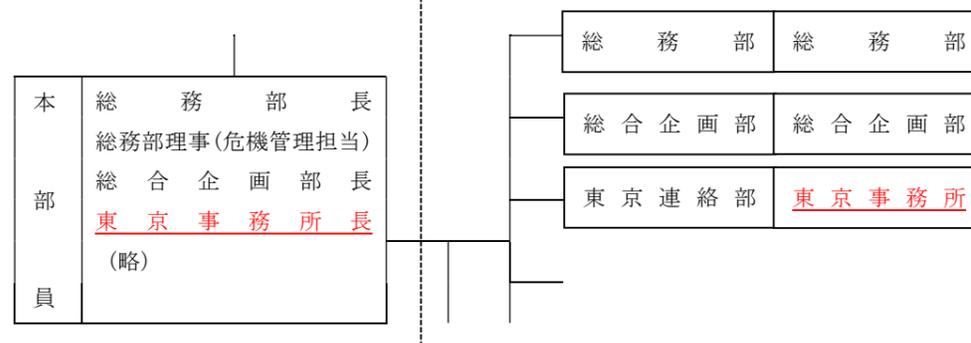
第4編 復旧・復興計画

第1章 復旧・復興活動計画

第1節 県の活動体制

第1項 被害復旧対策本部の設置

2 県本部の組織（4-1-2）



第2項 県本部の運営

2 部

(1) 部の構成（4-1-3）

部の名称	部を構成する組織	部長	副部长
総務部	総務部	総務部長	総務部次長
総合企画部	総合企画部	総合企画部長	総合企画部次長
東京連絡部 (略)	<u>東京事務所</u> (略)	<u>東京事務所長</u> (略)	<u>東京事務所次長</u> (略)

備 考

災害対策基本法改正

誤記修正

誤記修正

現 行

修 正 案

備 考

第4項 班の編成及び所掌事務

(4-1-5)

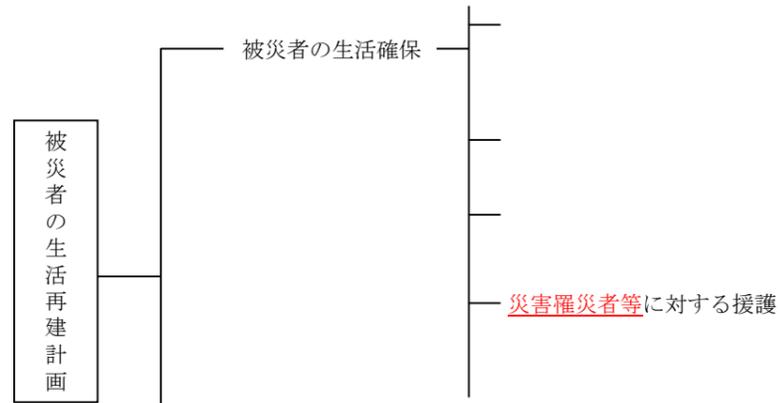
部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関
総合 企画部	広報広聴	広報広聴課	8 請願、陳情及び相談の総括的処理に関すること。	
	情報処理	<u>情報企画課</u>	9 やまぐち情報スーパーネットワークの管理運用に関すること。 10 庁内情報システムの保全管理に関すること。	
東京 連絡部		<u>東京営業本部</u>	1 政府、国会等中央関係機関に対する連絡等に関すること。 2 中央方面関係の情報収集に関すること。	

(4-1-6)

部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関
災害 救助部	薬 務	薬 務 課	23 医薬品、 <u>衛生器材の確保</u> に関すること。 24 血液の確保に関すること。 <u>(追加)</u>	

第2章 被災者の生活再建計画

基本的な考え方 (4-2-1)



第4項 班の編成及び所掌事務

(4-1-5)

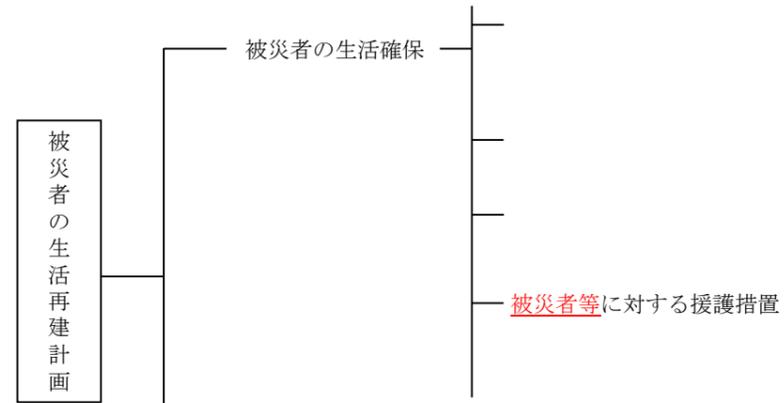
部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関
総合 企画部	広報広聴	広報広聴課	8 請願、陳情及び相談の総括的処理に関すること。	
	情報処理	<u>デジタル政策課</u> <u>デジタル・ガバメント推進課</u>	9 やまぐち情報スーパーネットワークの管理運用に関すること。 10 庁内情報システムの保全管理に関すること。	
東京 連絡部		<u>東京事務所</u>	1 政府、国会等中央関係機関に対する連絡等に関すること。 2 中央方面関係の情報収集に関すること。	

(4-1-6)

部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関
災害 救助部	薬 務	薬 務 課	23 医薬品、 <u>医療機器、衛生材料の確保、供給</u> に関すること。 24 血液の確保に関すること。 <u>25 関係団体等との連絡調整に関すること。</u>	

第2章 被災者の生活再建計画

基本的な考え方 (4-2-1)



組織改編

誤記修正

災害薬事コーディネーター等の配置

呼称統一

現 行

第1節 被災者の生活確保
第1項 生活相談 (4-2-2)

【県(総合企画部)・市町・警察・関係防災機関】

機 関 名	措 置 事 項																					
県 (総合企画部)	2 被害相談室の設置 (2) 関係課 県民等からの被害相談に対応するため、下表に掲げる各課は職員を課内に配置するものとする。 なお、関係課については被害状況等を考慮し、知事の判断により追加等を行うものとする。																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局</th> <th>課(室)名</th> <th>係(班)名</th> <th>主な相談業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>税務課</td> <td>各担当班</td> <td>税に関すること</td> </tr> <tr> <td>環境生活部</td> <td>生活衛生課</td> <td>指導班</td> <td>日本政策金融公庫災害復旧貸付</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">健康福祉部</td> <td rowspan="3">厚政課</td> <td>総務管理班</td> <td>災害援護資金の貸付 被災者生活再建支援制度</td> </tr> <tr> <td>地域保健福祉班</td> <td>生活福祉資金の貸付</td> </tr> <tr> <td>子ども家庭課</td> <td>青少年・家庭福祉班</td> <td>母子・父子・寡婦福祉資金の貸付</td> </tr> </tbody> </table>	部 局	課(室)名	係(班)名	主な相談業務内容	総務部	税務課	各担当班	税に関すること	環境生活部	生活衛生課	指導班	日本政策金融公庫災害復旧貸付	健康福祉部	厚政課	総務管理班	災害援護資金の貸付 被災者生活再建支援制度	地域保健福祉班	生活福祉資金の貸付	子ども家庭課	青少年・家庭福祉班	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付
	部 局	課(室)名	係(班)名	主な相談業務内容																		
	総務部	税務課	各担当班	税に関すること																		
	環境生活部	生活衛生課	指導班	日本政策金融公庫災害復旧貸付																		
	健康福祉部	厚政課	総務管理班	災害援護資金の貸付 被災者生活再建支援制度																		
地域保健福祉班			生活福祉資金の貸付																			
子ども家庭課			青少年・家庭福祉班	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付																		

第5項 住宅の建設

4 住宅資金の確保

(1) 独立行政法人住宅金融支援機構の災害関連融資のあっせん

イ 災害予防関連融資

(ア) 地すべり等関連住宅融資 (4-2-5)

地すべり等防止法第24条第3項により知事の承認を得た関連事業計画又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第25条第1項の規定による知事の勧告に基づいて、地すべり等による被害を被るおそれのある者が、家屋の建設若しくは移転又は土地若しくは借地権を取得しようとするとき貸付けられる。

第6項 生活資金の確保

3 県市町中小企業勤労者小口資金 (4-2-6)

(3) 利 率 年1.63% (保証料別途)

第8項 災害罹災者等に対する援護措置 (4-2-9)

1 県内において発生した災害に係る罹災者等に対して「災害見舞金支給要綱」に基づき、見舞金を支給する。

修 正 案

第1節 被災者の生活確保
第1項 生活相談 (4-2-2)

【県(総合企画部)・市町・警察・関係防災機関】

機 関 名	措 置 事 項																					
県 (総合企画部)	2 被害相談室の設置 (2) 関係課 県民等からの被害相談に対応するため、下表に掲げる各課は職員を課内に配置するものとする。 なお、関係課については被害状況等を考慮し、知事の判断により追加等を行うものとする。																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局</th> <th>課(室)名</th> <th>係(班)名</th> <th>主な相談業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>税務課</td> <td>各担当班</td> <td>税に関すること</td> </tr> <tr> <td>環境生活部</td> <td>生活衛生課</td> <td>指導班</td> <td>日本政策金融公庫災害復旧貸付</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">健康福祉部</td> <td rowspan="3">厚政課</td> <td>総務管理班</td> <td>災害援護資金の貸付 被災者生活再建支援制度</td> </tr> <tr> <td>地域保健福祉班</td> <td>被災者生活再建支援制度 生活福祉資金の貸付</td> </tr> <tr> <td>子ども家庭課</td> <td>青少年・家庭福祉班</td> <td>母子・父子・寡婦福祉資金の貸付</td> </tr> </tbody> </table>	部 局	課(室)名	係(班)名	主な相談業務内容	総務部	税務課	各担当班	税に関すること	環境生活部	生活衛生課	指導班	日本政策金融公庫災害復旧貸付	健康福祉部	厚政課	総務管理班	災害援護資金の貸付 被災者生活再建支援制度	地域保健福祉班	被災者生活再建支援制度 生活福祉資金の貸付	子ども家庭課	青少年・家庭福祉班	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付
	部 局	課(室)名	係(班)名	主な相談業務内容																		
	総務部	税務課	各担当班	税に関すること																		
	環境生活部	生活衛生課	指導班	日本政策金融公庫災害復旧貸付																		
	健康福祉部	厚政課	総務管理班	災害援護資金の貸付 被災者生活再建支援制度																		
地域保健福祉班			被災者生活再建支援制度 生活福祉資金の貸付																			
子ども家庭課			青少年・家庭福祉班	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付																		

第5項 住宅の建設

4 住宅資金の確保

(1) 独立行政法人住宅金融支援機構の災害関連融資のあっせん

イ 災害予防関連融資

(ア) 地すべり等関連住宅融資 (4-2-5)

地すべり等防止法第24条第1項の規定による関連事業計画又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条第1項の規定による知事の勧告に基づいて、地すべり等による被害を被るおそれのある者が、家屋の建設若しくは移転又は土地若しくは借地権を取得しようとするとき貸付けられる。

第6項 生活資金の確保

3 県市町中小企業勤労者小口資金 (4-2-6)

(3) 利 率 年1.61% (保証料別途)

第8項 被災者等に対する援護措置 (4-2-9)

1 県内において発生した災害に係る被災者等に対して「災害見舞金支給要綱」に基づき、見舞金を支給する。

備 考

分掌の変更

誤記修正

利率変更

呼称統一

現 行	修 正 案	備 考																																				
<p>第9項 被災者生活再建支援金の支給</p> <p>2 被災者生活再建支援制度</p> <p>(1) 支援金の支給対象となる被災世帯 (4-2-9)</p> <p>ア 支援金の支給対象となる被災世帯 前述の1(2)(イ) a～f の自然災害により</p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>イ 支援金の支給額該当する世帯に支給される支給額は次表の2つの支援金の合計額となる。但し、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の支給額の金額は3/4の額となる。</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) (4-2-10)</p> <table border="1" data-bbox="270 533 1279 730"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 ((1)ア①に該当)</th> <th>解体 ((1)ア②に該当)</th> <th>長期避難 ((1)ア③に該当)</th> <th>大規模半壊 ((1)ア④に該当)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(追加)</u></p> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)</p> <table border="1" data-bbox="270 795 1279 993"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(追加)</u></p> <p>*一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円</p> <p>3 支援金の支給申請等 (略)</p> <p>4 山口県被災者生活再建支援金支給事業(県制度)</p> <p>県内に被災者生活再建支援法が適用される市町が1以上ある自然災害において、被災者生活再建支援制度(国制度)の対象となる被害を受けながら、その自然災害が被災者生活再建支援法に定める規模に達しないため、国制度による支援を受けられない世帯に対して、国制度と<u>同額の支援</u>を行う(負担割合 県1/2、市町1/2)。</p>	住宅の被害程度	全壊 ((1)ア①に該当)	解体 ((1)ア②に該当)	長期避難 ((1)ア③に該当)	大規模半壊 ((1)ア④に該当)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円	<p>第9項 被災者生活再建支援金の支給</p> <p>2 被災者生活再建支援制度</p> <p>(1) 支援金の支給対象となる被災世帯 (4-2-9)</p> <p>ア 支援金の支給対象となる被災世帯 前述の1(2)(イ) a～f の自然災害により</p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>⑤ 半壊世帯のうち大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯(中規模半壊世帯)</u></p> <p>イ 支援金の支給額該当する世帯に支給される支給額は次表の2つの支援金の合計額となる。但し、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の支給額の金額は3/4の額となる。</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) (4-2-10)</p> <table border="1" data-bbox="1531 533 2540 730"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 ((1)ア①に該当)</th> <th>解体 ((1)ア②に該当)</th> <th>長期避難 ((1)ア③に該当)</th> <th>大規模半壊 ((1)ア④に該当)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>*「中規模半壊世帯」は支給なし</u></p> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)</p> <table border="1" data-bbox="1531 795 2540 993"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>*「中規模半壊世帯」は上記の1/2の額</u></p> <p>*一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円 <u>(「中規模半壊世帯」は1/2の額)</u></p> <p>3 支援金の支給申請等 (略)</p> <p>4 山口県被災者生活再建支援金支給事業(県制度)</p> <p>県内に被災者生活再建支援法が適用される市町が1以上ある自然災害において、被災者生活再建支援制度(国制度)の対象となる被害を受けながら、その自然災害が被災者生活再建支援法に定める規模に達しないため、国制度による支援を受けられない世帯に対して、国制度と<u>同額(「中規模半壊世帯」を除く)の支援</u>を行う(負担割合 県1/2、市町1/2)。</p>	住宅の被害程度	全壊 ((1)ア①に該当)	解体 ((1)ア②に該当)	長期避難 ((1)ア③に該当)	大規模半壊 ((1)ア④に該当)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円	<p>被災者生活再建支援法の一部を改正する法律(令和2年法律第69号)及び被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第341号)の施行</p>
住宅の被害程度	全壊 ((1)ア①に該当)	解体 ((1)ア②に該当)	長期避難 ((1)ア③に該当)	大規模半壊 ((1)ア④に該当)																																		
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																																		
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																																			
支給額	200万円	100万円	50万円																																			
住宅の被害程度	全壊 ((1)ア①に該当)	解体 ((1)ア②に該当)	長期避難 ((1)ア③に該当)	大規模半壊 ((1)ア④に該当)																																		
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																																		
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																																			
支給額	200万円	100万円	50万円																																			